常総市国土強靱化地域計画

令和3年3月 常 総 市

目 次

1. 計画の策定にあたって	1
1.1 計画の背景	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画期間	2
2. 本市の地域特性	3
2.1 位置	3
2.2 地勢	3
2.3 気象	4
2.4 人口	4
2.5 産業	5
2.6 交通	5
2.7 過去の災害	6
3. 目指す将来都市像と目標	8
3.1 将来都市像	8
3.2 基本目標	8
3.3 事前に備えるべき目標	8
4. 脆弱性の評価	9
4.1 脆弱性評価の進め方	9
4.2 想定される災害	9
4.3 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	13
4.4 施策分野	16
4.5 脆弱性の評価	16
5. 施策分野別の推進方針	19
5.1 推進方針	19
5.2 対応方策の重点化	32
5.3 KPI(重要業績指標)一覧	33
6. 計画の推進と進行管理	35
6.1 推進体制	35
6.2 計画の進行管理	35
7. 資料編	36
7.1 脆弱性の評価結果	36
7.2 リスクシナリオと施策分野の対応関係	88
7.3 施策分野別事業一覧	
(別紙)【参考】国・県のリスクシナリオ	

1. 計画の策定にあたって

1.1 計画の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなりました。こうした中、国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。また、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定(平成30年12月改定)し、強靱な国づくりを進めています。

茨城県においても、平成29年2月に国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である「茨城県国土強靱化計画」を策定し、市町村や関係機関相互の連携の下、県の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進しています。

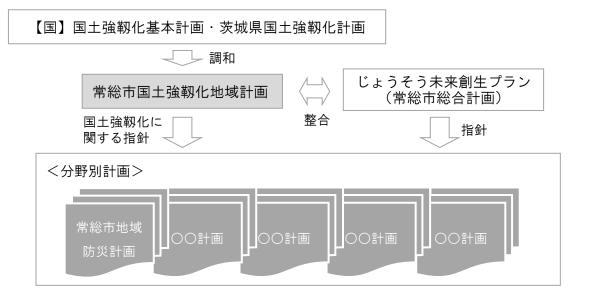
本市では、東日本大震災による石下西中学校や市庁舎への被害に加え、平成27年(2015年)9月の関東・東北豪雨により、死者15名(災害関連死含む)、全壊53件、大規模半壊1,591件という甚大な被害がありました。これらの災害からの復旧・復興に迅速に取り組み、被災した施設の建替えや学校施設を中心とした耐震化の推進、防災体制の抜本的な見直しにより「防災先進都市」の実現を目指しているところです。

今後も大規模な自然災害等が想定される中,災害による致命的な被害を防ぐためには,国, 県,関係自治体,防災関係機関,市民,市民公益活動団体,民間企業等の多様な主体との相互 連携のもと,事前の防災・減災,迅速な復旧・復興に取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、いつ起こるかわからない大規模な自然災害等から、市民の生命と財産を 守り、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するた め、「常総市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

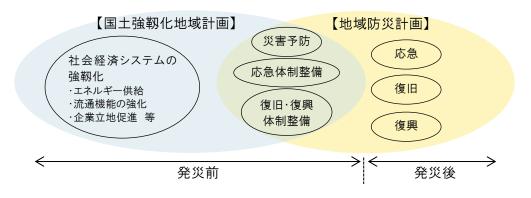
1.2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「茨城県国土強靱化計画」との調和を図りつつ、本市の市政の基本的な指針である「じょうそう未来創生プラン(常総市総合計画)」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。



国土強靱化地域計画と地域防災計画の違い

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害種類ごと
主な対象フェーズ	発災前 (平常時)	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価・リスクシナリオに合わせた施策	_
施策の重点化	0	_



1.3 計画期間

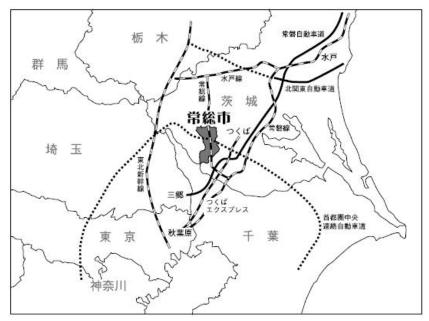
本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和9年度までの7年間とします。

なお,計画期間中であっても,施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ,必要に応じて 計画を見直すこととします。

2. 本市の地域特性

2.1 位置

本市は、茨城県の南西部、都心から 55km圏内に位置し、東はつくば市、つくばみらい市、 西は坂東市、南は守谷市、北は下妻市、八千代町に接しています。市域は南北約 20km、東西 約 10kmに広がり、面積は 123.64km²です。



資料:常総市ホームページ

2.2 地勢

2.2.1 地形

市域を概観すると,東に小貝川,中央に鬼怒川,両河川の中央に八間堀川,西に飯沼川が南流しており,鬼怒川を境に東部は低地,西部は台地と異なる地形を呈しています。

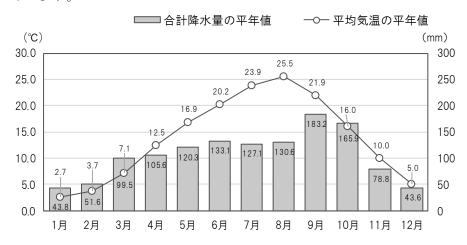
本市の東部は鬼怒小貝川低地が広がっており、水田地帯として利用されています。西部は 結城台地と呼ばれる丘陵地となっており、畑地や平地林が広がり、住宅団地や工業団地、ゴル フ場なども造成されています。

2.2.2 地質

本市の河川沿岸地域や低地は、主に粘土や砂礫、砂、シルトが堆積する沖積層からなり、台地は主にローム層に覆われた洪積層からなっています。

2.3 気象

本市の気候は、太平洋側の気候であり、四季を通じて穏やかとなっています。地域気象観測(つくば(舘野))の平年値(1981~2010年)によると、8月が最も高く25.5 $^{\circ}$ 、1月が最も低く、2.7 $^{\circ}$ となっています。また、降水量は9月が最も多く183.2 mm、12月が最も少なく43.6 mmとなっています。

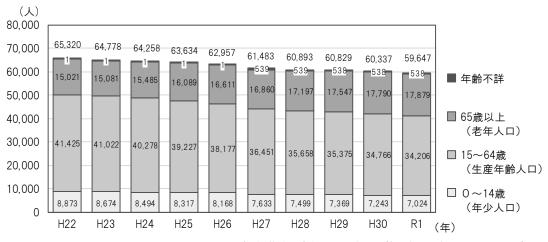


資料:地域気象観測「つくば(舘野)」(気象庁)

2.4 人口

2.4.1 人口の推移

本市の総人口は、年々減少しており、令和元年には59,647人となっています。年齢構成別に見ると、0~14歳の年少人口、15~64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の老齢人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。



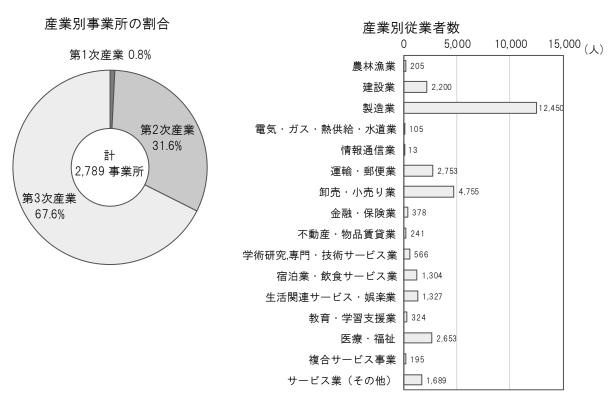
資料:茨城県常住人口調査, 国勢調査 ※各年10月1日現在

2.4.2 将来の人口目標

「常総市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン総合戦略」においては、将来の人口目標として、2060年国勢調査人口45,000人を維持としています。

2.5 産業

平成 28 年経済センサス-活動調査によると、本市の事業所数は 2,789 事業所であり、第 2 次産業が 31.6%、第 3 次産業が 67.6%を占めています。従業者数は 31,158 人であり、産業 別では製造業が 12,450 人、卸売・小売り業が 4,755 人、運輸・郵便業が 2,753 人などとなっています。



資料: 平成 28 年経済センサス-活動調査 ※平成 28 年 6 月 1 日現在

2.6 交通

本市の道路体系は、南北に国道 294 号、東西に国道 354 号を主幹線としています。平成 29年には首都圏中央連絡自動車道(以下、「圏央道」という。)が開通し、常総ICが国道 294 号と接続して整備され、首都圏各地や全国との交流機能が拡大しました。

また、東西方向には、周辺都市と結ぶ主要地方道や県道が整備され、市内を東西に分ける鬼怒川を渡る橋梁も多く整備されています。南北方向には、鬼怒川右岸に「鬼怒川ふれあい道路」の整備が進んでおり、今後、本市の重要な「都市軸」となることが期待されています。

鉄道については、南北に走る関東鉄道常総線が取手市から筑西市を結んでおり、通勤・通学の足となっています。また、守谷駅で接続するつくばエクスプレスにより、東京都心方面への通勤・通学圏の拡大が進んでいます。さらに、長期的視点からは本市を含む茨城県西南部地域と東京都心を直結する地下鉄8号線構想が検討されています。

2.7 過去の災害

2.7.1 災害履歴

本市においては、過去に台風等による水害のほか、火災、ひょう害、干害等の被害があります。過去の災害履歴は次のとおりです。

発生年月日	区分	被害状況
昭和2年3月	火災	山口で大火 10 戸約 40 棟焼失。
昭和2年9月	水害	小貝川堤防決壊による大生地区 289 戸が床上浸水,収穫皆無地田 200ha,畑 100ha の被害あり。罹災人員 1,200 人。
昭和 13 年 7 月	水害	小貝川上流豊田村堤防決壊。旧水海道町ほか,大生五箇・三妻地区浸水。水海道町の被害は床上浸水 1,233 戸,床下浸水 163 戸,罹災人員6,533 人。
昭和 15 年4月	火災	上石下で大火 33 戸 108 棟焼失。
昭和 30 年4月	火災	大輪町元三大師安楽寺で大火,本堂ほか全焼。
昭和 34 年8月	水害	菅生町地先利根川溢流堤決壊,収穫皆無地計 165ha。
昭和 36 年 6 月	水害 (台風6号)	台風6号による集中豪雨で八間堀川3ケ所・東仁連川4ケ所溢水。床上 浸水33戸,床下浸水267戸。田の冠水1,198ha(収穫皆無に近いもの 500ha),畑の冠水96ha,同浸水195ha。災害対策本部設置。旧石下町 では,東仁連川,吉田用水氾濫,県道及び町道冠水のため交通途絶。
昭和 41 年 6 月	水害 (台風4号)	館方地先堤防法面が 10m崩壊。
昭和 51 年7月	ひょう害	菅生町一帯に降ひょう。タバコ 26ha ほかネギ等に被害。
昭和 53 年8月	干害	旧水海道市内全域 186ha に被害があり。陸稲を中心に 48ha が収穫皆無 状態。
昭和 61 年8月	水害 (台風 10 号)	台風 10 号の集中豪雨で小貝川上流石下町堤防決壊,五箇・大生地区浸水。床上浸水 43 戸,床下浸水 105 戸,田の冠水 684ha。災害対策本部設置。旧石下町では,堤防決壊,豚 473 頭死亡。公共施設等にも被害,被害総額 8 億 6 千万円。災害対策本部設置。災害救助法適用される。
平成3年9月	水害 (台風 18 号)	旧石下町で公共施設等に被害。被害総額1億1千万円。
平成5年8月	水害 (台風 11 号)	旧石下町で道路路面流出等 7 箇所。
平成8年9月	水害 (台風 17 号)	旧石下町で家屋一部破損4棟,非住家全壊2棟。
平成 10 年 9 月	水害 (台風5号)	小貝川の各観測所で警戒水位を越える出水
平成 11 年 7 月	水害 (梅雨前線)	小貝川の各観測所で計画高水位を越える出水。
平成 14 年 7 月	水害 (台風6号)	鬼怒川下流無堤区間(豊岡町等)で床上浸水。
平成 16 年 10 月	水害 (台風 22 号)	小貝川の各観測所で危険水位を超える出水。
平成 20 年 8 月	水害 (梅雨前線)	小貝川水海道水位観測所で避難判断水位に迫る出水。

発生年月日	区分	被害状況
ルエーハロ		W 1 C 2 W 2
平成 23 年 3 月	東日本大震	市内は震度6弱。被害は死者1人,軽傷4人,住家全壊0棟,半壊71
1,30 = 0 1 0 73	災	棟,一部損壊 7,894 棟等。
 平成 23 年 9 月	水害	 鬼怒川が増水し,市内で床上浸水4棟,床下浸水8棟。
十成 23 平 9 月	(台風 15 号)	地震には、地域では、地域では、大きな、大きな、大きな、
T C O A C C D	* *	5月6日に本市大沢新田からつくば市平沢付近にかけて,被害が発生。
平成 24 年 5 月	竜巻	本市の被害は住家一部損壊 12 棟,非住家一部損壊 16 棟。
		9月9日から 11日にかけての「平成 27年9月関東・東北豪雨」によ
		り,鬼怒川で1箇所の堤防決壊,7箇所(市内3箇所)が溢水・越水。堤
		 防の漏水や護岸崩壊による被害多数。八間掘川の3箇所で堤防決壊。護
		岸崩壊により被害が発生。
	水害	市内で死者 15 人(災害関連死含む),負傷者 44 人。住家全壊 53 棟,半
平成 27 年 9 月	年9月 (台風 18 号)	壊 5.120 棟、床上浸水 193 棟、床下浸水 2.508 棟。停電約 11.200 棟。
		数 5,120 採,从上及水 130 採,从 1 及水 2,500 採。 [5 电
		線不通, 国道 294 号・国道 354 号及び主要幹線通行止め, 関東鉄道常
		総線全線運休。(平成 27 年 9 月 11 日時点)災害対策本部設置。災害救助
		法適用される。
平成 29 年 10 月	風水害	重傷者 1 人。
十成 29 年 10 万	(台風 21 号)	王
<u> </u>	水害	
令和元年9月	(台風 15 号)	住家一部損壊9棟。
A T 10 -	水害	
令和元年 10 月	(台風 19 号)	中等傷1人,軽傷1人。

2.7.2 平成27年9月関東・東北豪雨について

過去の災害の中で、本市が大きな被害を受けた災害の一つに、平成27年9月関東・東北豪雨が挙げられます。関東地方と東北地方で記録的な大雨により、鬼怒川における堤防決壊・溢水が発生し、市域のおよそ3分の1にあたる約40kmが浸水する甚大な被害となりました。また、宅地等の浸水が解消するまでにおよそ10日間を要しました。

市役所本庁舎及び石下庁舎も浸水の影響を受け、特に、災害対策本部を設置していた市役 所本庁舎は、周囲が浸水したことにより孤立しました。また、非常用発電機が浸水により停止 したため、庁舎機能が一時的に停止し、災害対策本部としての役割に支障をきたしました。

本市の人的被害は,災害関連死を含め死者 15 名,負傷者 44 名に及びました。救助者は 4,258 名に及び,ピーク時には 6,223 名の避難者が避難所生活を余儀なくされました。商業に関する被害額は 183.7 億円,農業に関する被害額は 62.9 億円でした。ライフラインに関しては,停電や断水,電話の不通などが発生し解消されるまでに長期間を要しました。主要道路が通行止めにより不通となり,関東鉄道常総線も全休となりました。また,52,372 トンに及ぶ災害廃棄物が処理されました。

本市では、このような災害の教訓を活かし、全国のモデルとなるような「防災先進都市」を 目指して、ハード面では非常用発電機の浸水対策やまるごとまちごとハザードマップなどを 実施するとともに、ソフト面では「職員災害時初動対応マニュアル」の作成やマイ・タイムラ インの普及を行うなどの取り組みを推進しています。

3. 目指す将来都市像と目標

3.1 将来都市像

「じょうそう未来創生プラン」に掲げた将来都市像「みんなでつくる しあわせのまち じょうそう」の実現に強く資するものとし、大規模自然災害等による、リスクの脅威やショックなどに耐え、様々な状況の変化に適応し、必要な機能を遂行し続け、また迅速に回復する能力を維持することで「ずっと安心が続くまち 防災先進都市じょうそう」を目指します。

3.2 基本目標

本計画では、国・県計画との調和を図り、以下の4項目を基本目標とします。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3.3 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して,基本目標を具体化した以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

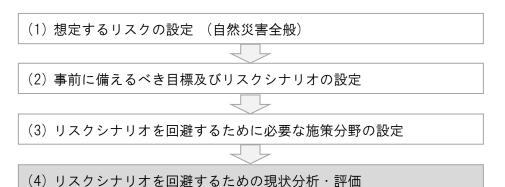
- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン, 燃料供給関連施設, 交通ネットワーク等の被害を最小限に留める とともに, 早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 脆弱性の評価

4.1 脆弱性評価の進め方

脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するにあたって、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものです。

脆弱性評価は,(1)想定するリスクの設定,(2)事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定,(3)リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定,(4)リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により行います。



4.2 想定される災害

本市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故や テロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国および県の計画において大規模自然災害 を想定していることをふまえ、本計画においても、大規模自然災害を対象とします。

4.2.1 地震

関東平野ではプレートの境界は陸域まで入り込んでおり、太平洋プレートとフィリピン海プレートが重なる茨城県南部は「プレート境界の地震」の活動が活発です。茨城県沿岸では太平洋プレート上面の深さが 50km~60km程度の地震が発生すると、県内に甚大な被害をもたらす可能性があります。

一方,活断層で起こる地震の想定として,本市では活断層は確認されていませんが,深谷断層帯と綾瀬川断層が全体で同時に活動した場合にはM8.0程度の地震が発生する可能性もあり,いずれの場合においても大きな被害を受けます。

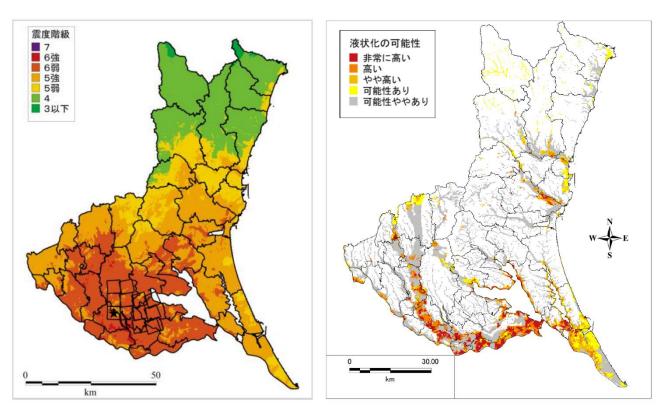
また、M9クラスの東北地方太平洋沖地震を受けて、M8クラスの首都直下型地震や東海地震、東南海・南海地震の発生の危険性が高まっていると考えられます。東北地方太平洋沖地震の際に、静岡県富士宮市や長野県栄村で震度6強の「陸域の浅い地震」が起こったことを踏まえると、本市を震源とするM7クラスの地震の発生は想定しておく必要があります。

茨城県が平成30年12月に公表した想定地震のうち、「茨城県南部の地震」が本市にもっと も大きな被害をもたらすと考えられ、想定される本市の被害は次頁の表のとおりです。

本市の想定被害

想定地震	茨城県南部の地震				
地震の規模	Mw7. 3				
最大震度	6 強				
発生時刻		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	
建物被害[棟]	全壊・消失	314 棟	304 棟	620 棟	
	半壊	2,476 棟	2,476 棟	2, 476 棟	
人的被害[人]	死者数	16 人	7人	12 人	
	負傷者数(うち重傷者数)		171人(13人)	234人(19人)	
ライフライン被害	イン被害 電力 (停電率)		92%		
(直後) [%]	[後)[%] 上水道(断水率)		96%		
下水道(機能支障率)		92%			
都市ガス(供給停止率)			100%		
固定電話(不通回線率)			92%		
避難者[人]	当日	3,622人 3,607人 4,093人		4,093 人	
	1 週間後	5,327 人	5,312 人	5,782 人	
	1ヶ月後	3, 201 人	3, 186 人	3,676 人	
災害廃棄物[トン] 災害廃棄物量				129,488 トン*	

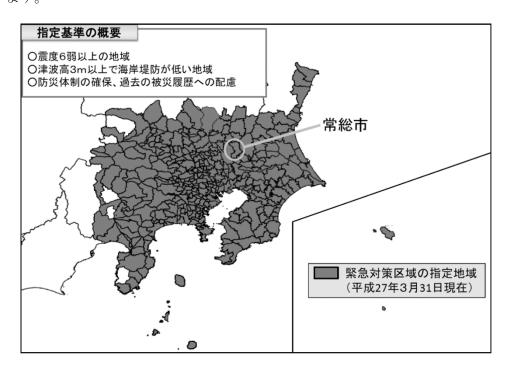
※県被害想定をもとに、災害廃棄物対策指針の発生原単位を用いて算出



茨城県南部の地震による深度分布 (左)・液状化危険度分布 (右)

首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能を維持するとともに,首都直下地震による災害から国民の生命,身体及び財産を保護することを目的として,首都直下地震対策特別措置法が平成25年12月に施行されました。

また、平成26年3月には、首都直下地震緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、茨城県については、本市を含む39市町村が首都直下地震緊急対策区域に指定されました。M7クラスの首都直下地震、M8クラスの海溝型地震に対し、以下の図に示す基準により設定されています。

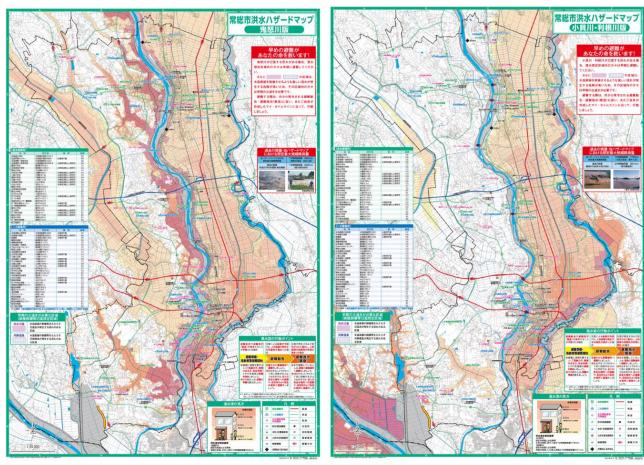


首都直下地震緊急対策区域の指定

4.2.2 風水害

本市では、東部の鬼怒小貝川低地や河川の周辺が、浸水被害が起きやすい地域と想定されており、洪水浸水区域の想定として、河川ごとにその河川が氾濫した際の洪水ハザードマップを作っています。水防法の改正に伴い、国土交通省がこれまでの洪水浸水想定区域を見直し、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を公表したことから、新たな洪水浸水想定区域に対応したハザードマップを平成30年4月に更新しました。

対象となる洪水雨予報河川	指定の前提となる降雨
鬼怒川	鬼怒川流域,石井上流域の 72 時間総雨量 669mm
小貝川	小貝川流域,黒子上流域の72時間総雨量778mm
利根川	利根川流域,八斗島上流域の72時間総雨量491mm



常総市洪水ハザードマップ(左:鬼怒川版、右:小貝川・利根川版)

4.2.3 土砂災害

平成22年度に、茨城県による土砂災害警戒区域の調査が行われ、土砂災害警戒区域等が指定されました。市では、その結果に基づき土砂災害ハザードマップを作成し、ホームページ等で公開しています。ハザードマップでは、菅生町、坂手町、豊岡町などにおいて土砂災害警戒区域が指定されています。

4.3 リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)

本計画では、想定される災害をふまえ、「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、 仮に発生すれば大きな影響が生じる47の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」 を次のとおり設定します。

	事前に備えるべき目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
		1-1	大規模地震による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や 不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	人命の保護が最大限図ら	1-3	広域にわたる河川の氾濫等による多数の死傷者の発生
1	人中の休護が取入版図られる	1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害に起因する,広域かつ長期的な市 街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-6	避難行動要支援者等の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
		1-7	市民の災害に対する知識不足による多数の死傷者の発生
		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等,生命に関わる物資・エネ ルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察,消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	救助・救急,医療活動が 迅速に行われるととも に,被災者等の健康・避	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生,混乱
2		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災,支援ルートの途絶,エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	難生活環境を確実に確保 する	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	9 🛇	2-7	劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者の健康 状態の悪化・死者の発生
		2-8	避難場所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足 及び支援機能の麻痺
		2-9	誤情報や情報の錯綜による被災者の混乱等の発生
	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・市本庁舎等防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下
3		3-2	市の管理する重要な行政データの紛失
		3-3	被災で発生する膨大な業務による,市の職員の肉体的・精神的疲労 の発生
		4-1	電力供給停止, サーバーのダウン等による情報通信の麻痺・機能停止
1	必要不可欠な情報通信機	4-2	防災行政無線,防災ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者 に伝達できない事態
$\begin{vmatrix} 4 \end{vmatrix}$	能・情報サービスは確保 する	4-3	高齢者や障がいのある人等の災害弱者の情報獲得手段が限られてい ることによる重要情報伝達の不備
		4-4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し,情報の収集・伝達が できず,避難行動や救助・支援が遅れる事態

	事前に備えるべき目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
	経済活動を機能不全に陥 らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
5		5-2	エネルギー供給の停止による, 社会経済活動・サプライチェーンの 維持への甚大な影響
		5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響
		5-4	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、 石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	ライフライン,燃料供給	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6	関連施設、交通ネットワ	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6	ーク等の被害を最小限に 留めるとともに,早期に 復旧させる	6-4	基幹的交通から地域交通網まで,交通インフラの長期間にわたる機 能停止
		6-5	浸水等による非常用発電設備の停止
		6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞,地下構造物の倒壊等に伴う陥没 による交通麻痺
7		7-3	ため池, 防災インフラ, 堤防等の損壊・機能不全や堆積した土砂の 流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-5	農地等の被害による地域の荒廃
		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に 遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に 精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如 等により復興できなくなる事態
	社会・経済が迅速かつ従	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復 旧・復興が大幅に遅れる事態
8	前より強靱な姿で復興で きる条件を整備する	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	この不口と正開する	8-5	事業用地の確保,仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復 興が大幅に遅れる事態
		8-6	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		8-7	公共施設の復旧の遅れによる被災者支援の停滞
		8-8	風評被害や信用不安,生産力の回復遅れ,大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【参考】国・県のリスクシナリオと本市のリスクシナリオの対応関係

国の基本計画では45, 県の計画では39のリスクシナリオを設定しています(※別紙資料編参照)。本計画では,国・県計画を参考に,前述の47のリスクシナリオを設定しています。

リスクシナリオ					亦五四中
国	県	本市		分類	変更理由
1-3	1-3	1-3 広域にわたる河川の氾濫等による多数の 死傷者の発生		修正	過去の災害教訓をふまえて設定。
		1-6	避難行動要支援者等の避難行動の遅れに よる多数の死傷者の発生	追加	過去の災害教訓をふまえて設定。
	—	1-7	市民の災害に対する知識不足による多数 の死傷者の発生	追加	過去の災害教訓をふまえて設定。
_		2-8	避難場所の被災や大量の避難者発生等に よる避難場所の絶対的不足及び支援機能 の麻痺	追加	過去の災害教訓をふまえて設定。
_		2-9	誤情報や情報の錯綜による被災者の混乱 等の発生	追加	過去の災害教訓をふまえて設定。
3-1	3-1	_	_	削除	該当する施策がないため,設定を 見送り。
3-2		_	_	削除	該当する施策がないため,設定を 見送り。
_		3-2	市の管理する重要な行政データの紛失	追加	過去の災害教訓をふまえて設定。
_	_	3-3	-3 被災で発生する膨大な業務による,市の 職員の肉体的・精神的疲労の発生		過去の災害教訓をふまえて設定。
_		4-3	高齢者や障がいのある人等の災害弱者の 情報獲得手段が限られていることによる 重要情報伝達の不備	追加	過去の災害教訓をふまえて設定。
5-4			_	削除	該当する施策がないため,設定を 見送り。
5-5	5-4	_	_	統合	6-4 と統合。
5-6		_	_	削除	該当する施策がないため,設定を 見送り。
5-7		_	_	削除	該当する施策がないため,設定を 見送り。
5-9			_		6-2 と統合。
	_	5-3	5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響		じょうそう未来創生プラン等との整合を図り、設定。
_		6-5	浸水等による非常用発電設備の停止	追加	過去の災害教訓をふまえて設定。
7-2	7-2				該当する施策がないため,設定を 見送り。
		8-6	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	追加	過去の災害教訓をふまえて設定。
_		8-7 公共施設の復旧の遅れによる被災者支援 の停滞		追加	過去の災害教訓をふまえて設定。

4.4 施策分野

国・県計画で設定された施策分野を参考とし、本市の強靭化に関する個別施策分野及び横 断的施策分野を次のとおり設定します。

	①行政機能/警察・消防等
	②住宅・都市
	③保健医療・福祉
個別施策分野	④環境・エネルギー
	⑤交通・物流
	⑥情報通信
	⑦産業・農林水産
	⑧リスクコミュニケーション
横断的施策分野	⑨老朽化対策
	⑩人材育成

4.5 脆弱性の評価

47 の「リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)」を回避するため、本市で現在実施している施策の進捗状況を把握し、改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・評価しました。

脆弱性の分析・評価の結果は、資料編 7.1「脆弱性の評価結果」のとおりです。 また、事前に備えるべき目標に対する脆弱性の評価結果を次に示します。

	事前に備えるべき目標	事前に備えるべき目標に対する脆弱性の評価結果
1	人命の保護が最大限図られ る	災害により人命が失われる要因は、地震による建物の倒壊、火災・延焼、風水害による浸水、土砂崩れなど、災害の種類により様々です。これらの災害の危険性を事前に把握し、耐震化や消防体制の強化、風水害対策などの取り組みを推進するとともに、市民への意識啓発や地域の防災力を向上させるための取り組みを進める必要があります。
2	救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	災害発生直後は、救急・救助や医療活動が急増することが予想されます。そのため、関係機関と連携し、医療救護活動が円滑に行われるための体制整備、非常用物資を確保するための取り組みなどを推進する必要があります。また、災害発生直後の「公助」には限界があり、多くの場合「自助」・「共助」による救急・救助が行われることから、「自助」・「共助」による取り組みを強化し、地域防災力の向上を図る必要があります。
3	必要不可欠な行政機能は確 保する	災害発生後の初期段階における行政の対応は、被害の拡大防止及び復旧・復興に向けた取り組みに大きく影響を及ぼします。そのため、公共施設の被害を予防するとともに、災害発生後に迅速かつ円滑に行政活動を行うための体制の整備と強化を行うことが必要です。

	事前に備えるべき目標	事前に備えるべき目標に対する脆弱性の評価結果
4	必要不可欠な情報通信機 能・情報サービスは確保す る	災害発生直後において、被災者が最も必要とするものの一つが、正確な情報であると言われており、正確な情報を迅速に市民に届けることが求められます。そのため、情報基盤の防災機能強化や多様なメディアを活用した情報収集・伝達・発信体制の整備を図る必要があります。
5	経済活動を機能不全に陥らせない	工場,商業施設,農地等が被災し,事業継続に支障が生じると,経済活動が停滞し,間接被害が生まれることが懸念されます。そのため,産業の基盤強化や事業継続のための取り組みを支援するとともに,行政との連携体制の構築を図ることが必要です。
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	電気,ガス,上下水道,燃料,交通ネットワーク等が被災した場合,市民生活や経済活動を営むことは困難となり,これらの早期復旧は災害後一日も早く日常に戻るために重要です。そのため,ライフラインやインフラの耐震化,機能強化などの取り組みを関係機関と連携しながら進める必要があります。
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	災害の発生を防ぐことは困難ですが、災害の拡大、二次災害の発生 を防止することは重要です。安心・安全なまちづくりのため、計画 的な各種整備事業やインフラ等の損壊・機能不全を防ぐ予防保全を 進める必要があります。
8	社会・経済が迅速かつ従前 より強靱な姿で復興できる 条件を整備する	大規模自然災害が発生した場合,復旧・復興には長い期間を要します。災害による被害に対する応急的な対策を講じた後,一日も早く再建・回復するためには,ボランティア等の人的支援の受け入れ体制の整備,被災者の生活再建支援,災害廃棄物処理体制の構築等を進める必要があります。

これらの脆弱性の分析・評価の結果におけるポイントは次のとおりです。

1. 過去の災害教訓を活かした「防災先進都市」の実現

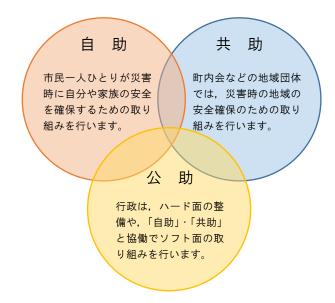
東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨などの災害教訓を具体的に活かし、市民が自分で作るマイ・タイムラインの普及や全市民を対象とした防災訓練の実施など、全国のモデルとなるような「防災先進都市」の実現を目指した施策を推進していく必要があります。

2. ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

ハード整備に依存した防災対策では限界があることから,ハード対策とソフト対策を 適切に組み合わせ,施策を推進していく必要があります。

3. 多様な主体との連携

本市の国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国、県、地域住民、民間 事業者等の多様な主体との情報共有や連携を強化する必要があります。



5. 施策分野別の推進方針

5.1 推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、国土強靱化を推進するため、施策分野別の推進方針を次のと おり示します。

個別施策分野

(1) 行政機能/警察・消防等

(市民への防災意識啓発)

- 各種防災マップ(洪水・土砂災害ハザードマップ,地震防災マップ)や「わが家の防災ガイドブック」により、地域の危険箇所(水害、土砂災害、地震の際の揺れやすい地域) や各家庭における災害への備え等について周知徹底を図ります。
- 市民参加による防災マニュアルやハザードマップの作成、マイ・タイムラインの普及啓発による避難促進、実践的な防災訓練などにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し,避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・ 避難拠点の形成を進めます。
- 災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進めます。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進め、避難誘導体制を構築するなど、 災害対応力の向上を図ります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進めます。

(防災機能の整備)

● 防災備蓄倉庫や防災資機材等の整備および適正管理を推進するとともに、防災拠点となる建築物などにおける防災機能の強化を図ります。

(消防体制の充実)

● 消防体制の一層の連携を目指し、消防施設や防火貯水槽・消火栓など消防水利の整備、 適正管理を行うとともに、災害対応力強化のための体制、装備資機材の充実を図ります。

(消防人材の確保・育成)

● 各消防機関と連携し、消防団への入団促進や教育訓練の実施により、消防人材の確保・ 育成を図ります。

(非常用物資の備蓄促進)

●災害発生時に備え、防災拠点における公的備蓄およびその適正管理を進めるとともに、 地域や家庭、事業所等における非常食や飲料水、生活必需品等の備蓄、防災グッズの準 備を促進するため、広報紙・パンフレット等により啓発します。

● 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者等と連携し物資輸送体制を構築します。

(帰宅困難者対策の推進)

- ●帰宅困難者が発生した場合に備え、災害時応援協定を結ぶ事業者等と連携し、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を推進します。
- 帰宅困難者が発生した場合、被害状況や交通情報、一時滞在施設の開設状況等の情報提供を行います。

(土砂災害危険区域における避難体制の整備)

● 土砂災害等による被害の未然防止や低減を目指して、県との連携により危険箇所の調査・区域指定を行い、該当区域の避難体制を整備します。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、職員研修等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行います。
- 業務継続計画 (BCP) に基づき, 災害発生時においても優先して実施する必要がある非常 時優先業務を行うための体制整備を進めます。

(被災者の生活再建支援)

- 国, 県と連携し, 被災者に対する住まいの総合相談や住まいの減災対策, 生活再建相談, 住宅ローン等優遇などの支援を進めるとともに, 心のケアなど細やかな支援を推進します。
- 早期の被災者支援のため、罹災証明書の迅速な交付体制を整備します。
- 災害発生時における被災者の住まい確保のため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給 します。

(男女共同参画の視点にたった防災体制の確立)

● 被災者ごとのニーズの違いや多様な視点を考慮した災害対策を進めるため、防災に関する方針決定や防災の現場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点にたった防災体制の確立を図ります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等と平時から情報を共有するほか,各種訓練等を通じ,連携体制の整備,強化を図ります。
- 災害時応援協定・覚書締結先等からの応援部隊が効率的に活動を実施できるよう、受け 入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を促進するとともに、 職員へ周知徹底します。

(行政組織・機構の改善・編成)

●本市の様々な課題に柔軟に対応するため、行政組織・機構を改善し、効率的な組織・機構の編成を図ります。

(行政評価制度による業務適正化)

● 行財政運営の効率化に向け、市民協働による行政評価制度を活用し、市民満足度と費用 対効果を重視した事務事業の継続的な見直しを行います。

(一部事務組合の調整)

● 市民の利便性向上と事務事業の効率化をバランスよく実現するため、一部事務組合による共同処理業務を推進するとともに、複数にまたがる一部事務組合による業務などについて調整を行います。

(2) 住宅·都市

(住宅及び特定建築物等の耐震化の推進)

- 住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震 化を促進します。
- 建築物の耐震化を促進するため、多数の人が利用する民間特定建築物や避難路沿道建築物等に対する耐震診断・改修を促進します。
- ●避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進します。

(耐震改修促進計画における施策の推進)

● 「常総市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、 住宅や市公共施設(防災上重要な建築物やライフライン関連施設等)、民間特定建築物の 耐震化を促進します。

(大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知)

- 宅地耐震化推進事業を活用し、大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地 の液状化による被害の防止対策を推進します。
- 大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知することで、市民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図ります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防 災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施 設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図ります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進めます。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進します。
- 立地適正化計画に基づき,安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を 行い、適正な土地利用を誘導し支援措置を行います。

(都市計画基本図の定期的な更新)

● 都市計画関連事業を推進するため、ベースとなる都市計画基本図を定期的に更新します。

(河川の整備)

● 国、県、近隣自治体と連携し、河川の改修や護岸整備、点検等を計画的に進めます。

(浸水対策の推進)

● 雨水排水機能の強化のための雨水管渠の新設・改修及び施設の耐水化などのハード対策と、洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの作成・更新や「まるごとまちごとハザードマップ」による意識啓発、集中豪雨などに伴う冠水被害等の迅速な情報提供などのソフト対策を組み合わせた浸水対策を推進します。

(上水道施設の防災対策の推進)

● 災害発生時においても安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、管路更新や施設の耐震化、耐震貯水槽の設置、浸水対策、 停電対策等を推進します。

(安全かつ安定した給水体制の整備)

- 災害時においても計画的に応急給水活動を行うため、応急給水拠点の整備や資機材等の 整備を推進するとともに、飲料水の安全を確保するため、点検や清掃等の適切な維持管 理を行います。
- 基幹病院,防災拠点,避難所など重要給水施設への配水管の耐震化を図り,災害等が発生した場合にも必要な施設へ給水を継続できる体制を整備します。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 災害時の迅速な下水道機能の回復や継続的な事業体制構築のため、下水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、下水道施設の長寿命化、耐水化および耐震化を進めます。
- 市内の公共下水道の整備を推進し、ライフラインの確立と水質汚濁の防止を図ります。

(緑地・オープンスペースの確保)

● 延焼防止効果を向上させるため、市街地整備事業等による緑地やオープンスペース(公園、街路等)の計画的な配置・整備や維持管理をするとともに、災害時の安心・安全な避難環境の確保を図ります。

(防災公園の整備)

● 防災公園の整備を進めるとともに、公園等における防災機能の充実を図ります。

(公園の長寿命化及びバリアフリー化の推進)

- ●災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において、適切に維持管理を進めるとともに、 長寿命化を図ります。
- 高齢者, 障がい者等を含む全ての人々の利用に配慮するため, 公園のバリアフリー化や ユニバーサルデザイン化を進めます。

(公園のグリーンインフラ推進)

● 公園において、防災、憩い・安らぎの創出、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策 など、幅広いグリーンインフラとしての機能が発揮されるよう整備推進を図ります。

(空家対策の推進)

● 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、常総市空家等対策 計画に基づき空家対策総合支援事業の内容に合致する事業等を推進します。

(地籍調査の推進)

● 災害復旧・復興の迅速化を図るため、民間の専門技術者の活用、効果的な人員の配置により、地籍調査を計画的に推進します。

(3) 保健医療・福祉

(災害医療体制の整備)

- 救急・救助体制の高度化や広域的な医療機関との連携による救急体制の充実などを促進 します。
- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等 と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図ります。
- 災害発生時において,市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため,市内病院における災害対策(防災)マニュアル,BCPおよび職員参集マニュアル等の策定を促進します。
- 災害発生時の医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受け入れなどの医療情報を収集・共有するため、市内病院や診療所の広域災害救急医療情報システム (EMIS) への登録を促進します。
- ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備や災害用井戸の整備、 受水槽の耐震化を促進します。

(感染症の発生とまん延の防止)

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、保健所等を拠点として、県や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。
- 避難所等における消毒液やグローブ,マスク等の備蓄など,感染症予防・拡大防止対策 を推進します。
- 感染症に関する正しい知識や予防方法等について、様々な媒体を用いて情報発信します。

(感染症予防に関する保健教育の充実)

● 学校での集団感染が地域における感染拡大の起点となる懸念があることから、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策に関する保健教育を充実させます。

(要配慮者避難対策の推進)

- 要配慮者の避難のための支援体制構築,避難行動要支援者の避難のための個別計画,要配慮者利用施設(社会福祉施設,学校,医療施設等)の避難確保計画の策定などの体制整備を推進します。
- 避難生活の中で二次的な被害(状態の重度化,関連死など)の発生を防ぎ,避難生活終 了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう,関係機関と連携を図ります。
- 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図ります。

(福祉避難所の機能強化)

● 高齢者や障がい者,障がい児などの要配慮者が日常的に利用する福祉施設について,災害時に福祉避難所として活用できるよう,備蓄品の整備や連絡体制の構築などの機能強

化を支援します。

(社会福祉施設等の整備)

● 災害時においても社会福祉施設等の安全が確保されるよう、耐震化や老朽化に伴う改修 整備を促進します。

(被災者・職員の心身状態の管理・ケア)

- 被災者の心身の健康状態の把握、健康相談などの災害時保健活動を実施します。
- 応急活動に従事する職員の勤務状況を管理し、心身をケアするための体制を整備します。

(健康を増進する食育の充実)

●子どもから高齢者までの幅広い世代に対する食育を通じて,市民の健康づくりや疾病予防対策の推進を図ります。

(生涯スポーツの普及・推進)

- 市民の健康維持・増進のため、川を利用したスポーツコンテンツ(ボート・カヌーなど) やサイクリング、ウォーキングなど、本市の資源を活かした生涯スポーツの普及を進めます。
- ●子どもから高齢者までの健康・体力づくりのため、各種スポーツ教室の充実など、生涯 スポーツの普及促進を進めます。

(4) 環境・エネルギー

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

● 災害発生時の生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進します。

(有害物質等対策の推進)

- ◆水質汚濁防止法等の公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するため、有害物質等を排出するおそれのある工場等への立入調査や、講習会等を通じた啓発を行います。
- ●毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流失の未然防止や対応について事業者への指導等を行います。

(災害廃棄物処理体制の整備)

● 災害廃棄物の収集・運搬・処分が迅速かつ円滑に実施できるよう,ごみ処理施設の耐震 強化や豪雨対策などを図るとともに,災害廃棄物処理計画に基づく協定等により,災害 廃棄物の処理体制を整備します。

(エネルギーの調達, 供給体制の整備)

● 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進めます。

(5) 交通 • 物流

(広域幹線道路の整備推進)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、圏央道や国道354号の 4 車線化などの整備促進を図ります。
- 市内の南北を結ぶ国道 294 号や鬼怒川ふれあい道路,東西を結ぶ国道 354 号や県道土浦 坂東線など市内の軸となる国道,県道などの改良整備を県と連携し促進します。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道の舗装補修など、計画的な整備を行い、 適切に維持管理するとともに、狭あい道路の解消を図ります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進めます。
- 避難用幹線道路の追加にあたり、新規避難用道路の整備を進めます。

(道路台帳の整備及び補正)

- 道路台帳のデータベース化などを進め、道路整備や維持管理の円滑化を図ります。
- 道路を適切に整備し、維持管理するため、必要に応じて道路台帳を補正します。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進めます。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため、「常総市橋梁長寿命 化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、計画的か つ予防的修繕を行います。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進します。

(緊急輸送体制の整備)

- 救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを計画的に整備するとともに、幹線道路の舗装補修などを進めます。
- 「路面冠水箇所」,「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険 箇所や迂回路等の把握および整備を進めます。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備します。

(近隣公共施設と連携した広域・地域的防災拠点機能を持つ道の駅整備の推進)

- アグリサイエンスバレー事業内の「道の駅」を新たな防災拠点として位置づけ、災害時に施設利用者及び近隣住民が一時的に避難したり、救援サービスを受けられる拠点とするため、防災備蓄倉庫、貯水タンク等の施設整備や防災無線の設置を進めます。
- 災害時に「道の駅」が有する駐車場や飲食スペースを災害復旧の支援活動拠点(支援車両・支援部隊等の集合待機場所、救援物資の供給場所など)や広域的後方支援拠点とするなど、交通ネットワークの活用を図ります。
- ●地域の拠点となる「道の駅」において、楽しみながら防災の知識が身につけられるような防災イベントを開催するなど、市民の防災意識の醸成を図ります。
- 道の駅を広域・地域防災拠点とするにあたり、構造設計において耐震性の強化を図りま

す。

(公共交通体系の機能強化)

- 鉄道事業者やバス事業者などの民間交通事業者や関係機関と連携し、公共交通体系の機能強化を図り、災害時の帰宅困難者の抑制や市民の円滑な移動の確保を図ります。
- 多様な交通手段の機能・役割を調整し地域の状況に応じた公共交通体系の機能強化を図ります。

(公共交通施設・設備の防災機能の強化)

● 人々の移動を支える公共交通の施設や設備の防災機能を強化するため、耐震化等の防災 対策を促進します。

(交通安全対策)

● 発災後に発生する渋滞,事故の状況を迅速に把握し,的確な交通規制に活用するとともに,停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞,交通事故を回避するため,国, 警察等と連携を図ります。

(無電柱化対策の推進)

● 電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、緊急輸送道路など必要性や整備効果が高い い箇所における無電柱化を推進します。

(道路啓開体制の整備)

● 災害発生後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な道路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図ります。

(6) 情報通信

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- ◆ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクを軽減するため、重要な行政データのバックアップを行います。
- 災害時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を進めるとともに、通信設備 の耐災性の強化を図ります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図ります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 防災行政無線, 緊急速報メール, 市ホームページ (防災ポータルサイト等), 防災情報アプリ, SNS, 登録制メール, Lアラート等多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備します。
- 高齢者や障がい者などを想定した防災情報の提供体制や,多言語化した防災情報の提供 体制を整備します。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難

所などにおける通信手段確保のため、Wi-Fiの整備を進めます。

● 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、 正確な情報を迅速に発信します。

(7) 産業・農林水産

(事業者の事業継続計画 (BCP) 策定支援)

● 企業の自主的な防災対策の促進,緊急時の対応力の強化のため,企業の事業継続計画 (BCP)の策定や運用を支援します。

(企業の基盤強化の促進)

● 災害時の被害軽減に備え、商工会などの関係機関と連携し、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強など、企業の基盤強化を促進します。

(農業集落排水施設の機能保全)

● 災害発生時においても農業集落排水機能の維持を図るため、マスタープラン(最適整備構想)に基づき、農業集落排水施設の機能診断を行うなど、計画的な施設の機能保全対策を推進します。

(農地・農業水利施設等の整備)

- 農地の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、霞ヶ浦用水受益地区内 における畑地帯総合整備事業などによる生産基盤の整備や農地の集積、農業水利施設等 の計画的な整備を推進します。
- 農地や周辺地域において防災上重要である湛水防除機場,排水路,用水路等の長寿命化 を図ります。
- 関係機関と連携し、農地や農業用ハウス等の災害対応強化に向けた支援を行います。

(ため池の維持管理, 防災対策)

- ため池の老巧化対策や耐震化を図るため、点検・耐震診断を踏まえた計画的な改修等の 整備を推進します。
- ため池を適切に維持管理するため、定期的に堆積物の調査を行います。

(農産物加工・流通・販売体制の強化)

- 農地の保全や災害時の食料供給に資するため、常総IC周辺地域整備事業を核とした生産・加工・流通・販売の強化や農業を活かした交流を促進し、農家及び関係機関と連携のもと6次産業化や地域ブランド化を推進します。
- アグリサイエンスバレー内の営農団地や市内の農産物の販売の拠点として,防災機能を 併せ持つ「道の駅」を整備するとともに,立地企業との災害時応援協定を締結します。

(農業の担い手・経営組織の育成)

- 「人・農地プラン」に基づく経営規模の拡大や経営の安定化に向けた各種制度による支援など、生産組織の育成と経営の合理化を促進します。
- 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、認定農業者となる意欲 的な担い手や新規就農者の育成や支援を進めます。

(企業誘致の促進)

● 震災からの早期復興や企業の経済活動のリスク分散の観点から、常総IC周辺地域整備事業の推進による農業生産物の加工・流通に関係する物流・産業系の企業誘致や、工業団地周辺の立地適地などへの企業誘致を推進します。

(異常渇水等対策の推進)

- 夏期の異常高温による渇水等,近年の気候変動により増大する気象リスクについての情報提供に努めます。
- 気候変動に対する農作物への影響を最小限に抑えるため、平時より関係機関との連携を 図り、対策を推進します。

(家畜感染症等の発生予防拡大防止)

● 県西家畜保健衛生所と連携し、家畜感染症等の発生予防・拡大防止を推進するとともに、 畜舎及び周辺部の環境衛生管理や家畜感染症等の自己防疫のための畜舎消毒等を支援 します。

(観光基盤の整備)

- 常総IC周辺地域整備事業と連携し、観光農園や体験農園、道の駅などの交流施設など観光・交流施設の整備を図ります。
- ●本市の観光資源にたくさんの人が訪れてもらえるよう、観光案内板や案内表示、誘導サインなどの整備を図ります。
- あすなろの里など既存施設の計画的な修繕・更新を進めます。
- 災害発生時の観光客等への情報発信体制を整備するとともに、観光拠点となる施設における防災機能の強化を図ります。

(観光物産販売の強化)

● 商工会など各種団体と連携し、本市の特産品等を広くPRし、観光物産販売の強化を図ります。

(文化財の保護)

- 文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに,文化財の耐震化や防 災設備の整備等を進めます。
- 災害時における被害状況の収集のため、有形無形文化財の調査・記録を推進します。
- 文化財施設管理者による定期的な点検を行います。

横断的施策分野

(8) リスクコミュニケーション

(地域防災力の強化)

- 地域での「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、自主防災組織の全地区結成の促進と訓練などの活動の強化を図るとともに、地区防災計画の作成を支援します。
- 災害時における, 自主防災組織と行政や消防団などとの連絡体制を整備するとともに, 避難所運営マニュアルの整備を推進します。
- 自主防災組織や防災士など、地域の防災リーダーを育成します。
- AEDの配置や普通救急救命講習会の開催などにより、市民の救急救命力の向上を図ります。
- 高齢者,障がい者,外国籍市民,女性,子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・ 連携強化を促進します。

(消防団などの強化、加入促進)

● 消防団施設や車両・機器などの更新整備を進めるとともに、消防団員の確保や出動体制の円滑化を進め、消防団を補完する婦人防火クラブや自主防災組織などの強化、加入促進を進めます。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行います。
- 既に応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。

(危険物等対策の推進)

● 危険物,高圧ガス,火薬類による災害の発生および拡大を防止するため,危険物,高圧ガス,火薬類を取り扱う事業者への立入調査等を通じて,自主保安体制の強化や緊急時体制の整備を促進します。

(市民協働・コミュニティ活動の推進)

- ●市民協働の取り組みを活性化するため、ワークショップや出前講座などによる人材の育成や組織づくり、活動の拠点づくりなどを推進します。
- 自治区への加入促進やコミュニティ施設の機能整備に対する支援などにより、コミュニティ活動を促進し、地域の連携強化を図ります。

(コミュニティ組織の強化, 充実)

●地域での助け合いを促進するため、自治区などのコミュニティ組織の再編を検討するなど、組織の強化や充実を図ります。

(外国人に対する防災対策の充実)

- ●避難施設の案内板への外国語及びふりがなの併記や災害情報の多言語化などにより、外国人への適正な情報発信を行います。
- 多言語(やさしい日本語含む)による防災に関するパンフレットを様々な機会を通じて

配布し,防災知識を普及啓発するとともに,外国人の防災への行動認識を高めるため, 外国人を含めた防災訓練を実施します。

(多文化共生社会の推進)

- 外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など、 多言語化による外国籍市民に対する対応の向上を図ります。
- 県や民間交流活動組織, NP0法人など支援組織と連携を強化し, 外国籍市民の生活支援などを推進します。
- 多文化共生社会を目指し、様々な機会を活用し、外国籍市民と一般市民の交流機会の拡大を図ります。

(災害ボランティア受け入れ体制の整備)

- 災害ボランティアセンターと連携し、大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集、 受け入れ体制を整備します。
- 災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録、マッチング等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等関係機関との連携を図ります。
- 災害ボランティア人材を確保するため、平時から本市の魅力を発信し、本市の応援者・ 支援者を増やします。

(9) 老朽化対策

(公共施設等総合管理計画の推進)

- 「常総市公共施設等総合管理計画」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進します。
- 庁舎や学校,道路,上下水道など施設類型毎の個別施設計画,または施設毎の個別施設計画を策定し,施設の点検・診断や修繕・更新等のメンテナンスサイクルを構築し,適切に実施することで事故の未然防止や安全確保を図るなど,長寿命化の取り組みを計画的に推進します。
- 施設の適正な規模・機能等を検討し、施設の集約化等による資産総量の適正化に取り組むとともに、民間活力の導入による維持管理コストの削減など資産の有効活用を推進します。
- 市立保育所・市立幼稚園,小中学校,公民館,図書館,公園など老朽化が進んでいる施設の計画的な整備を進めます。

(10) 人材育成

(防災意識を育てる防災教育の充実)

- ●災害時に自ら考え、行動できる力を育成するため、学校における訓練などの防災教育を 推進します。
- 児童生徒が学校以外にいるときに、災害が起こることもあるため、地域の中で役に立つ 防災教育を地域と連携して進めます。

(生涯学習事業における防災学習の推進)

- 公民館や生涯学習センター等において、多様な人(子ども、大人、外国籍市民など)を 対象とした防災に関する学習機会を提供します。
- 災害時に外国籍市民への情報提供などを行える外国語を話せる人材の確保を進めます。

(地域ボランティア団体の育成・支援)

● 高校や高等教育機関と連携し、高校生などがボランティア活動に参加する機会の創出を 図るとともに、生涯学習センターなどを中心とした生涯学習の充実により、地域文化を 知り、愛着を持つ地域ボランティア団体の育成・支援を図ります。

(図書館活動の推進)

- ●図書館において、過去の災害や防災に関する資料の充実や利用サービス向上などを図ります。
- 図書館施設の大規模な改修に備え、施設の適正な維持管理を進め、施設の長寿命化を図ります。

(建設産業の担い手育成・確保)

●地域に精通した事業者によるインフラ整備や災害発生時の復旧・復興,道路啓開等を行 えるよう建設産業の担い手の育成・確保を図ります。

5.2 対応方策の重点化

限られた資源, 財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには, 対応方策の優 先順位付けを行い, 優先順位の高いものについて重点化しながら, 取り組みを進める必要が あります。

国および県の計画を参考とし、本計画における 47 のリスクシナリオに対応する施策群(プログラム)を対象に、以下の①~③の視点のもと、18 の重点化すべき施策群(重点プログラム)を設定しました。

- ①市民の生命等に関わるなど、影響の大きさ・緊急性の高さ
- ②国・県計画との調和(国・県計画の重点プログラムとの整合)
- ③じょうそう未来創生プラン等との整合

これらの重点プログラムにより回避すべきリスクシナリオは以下のとおりです。

Ī	重点プログラムにより回避すべきリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)					
1-1	大規模地震による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設 の倒壊による多数の死傷者の発生					
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生					
1-3	広域にわたる河川の氾濫等による多数の死傷者の発生					
1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害に起因する,広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数 の死傷者の発生					
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生					
1-6	避難行動要支援者等の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生					
1-7	市民の災害に対する知識不足による多数の死傷者の発生					
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等,生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足					
2-7	劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
3-1	市の職員・市本庁舎等防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下					
4-4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救 助・支援が遅れる事態					
5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響					
5-5	食料等の安定供給の停滞					
6-1	電力供給ネットワーク (発変電所,送配電設備) や都市ガス供給,石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止					
6-4	基幹的交通から地域交通網まで,交通インフラの長期間にわたる機能停止					
7-5	農地等の被害による地域の荒廃					
8-7	公共施設の復旧の遅れによる被災者支援の停滞					

5.3 KPI (重要業績指標) 一覧

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するため、施策分野別のKPI(重要業績指標)を次のとおり設定します。

KPIは各分野の施策に関連する数値指標であり、可能な限り毎年度、数値を更新できるものを設定しています。また、KPIの設定にあたっては、県計画を参考にしつつ、じょうそう未来創生プランや本市の分野別計画と整合を図っており、施策の進捗管理をこれらの計画と一体的に行うことで、効率的・効果的となるようにしています。

なお、KPIを用いて施策の進捗状況を多面的に評価するとともに、各種事業の状況に応じて、より適切な項目や目標値の設定についても検討することとします。

施策分野	項目	単位	現状値 (R2 年度)	目標値 (R9 年度)	担当課
	防災上重要な市公共建築物の耐震化率	%	88. 2	95	都市計画課
	危機管理のための訓練の実施	口	1/年	3/年	防災危機管理課
①行政機能/	消火栓の設置箇所数	箇所	1, 966	1, 973	防災危機管理課
警察・消防等	防火水槽の設置数	基	690	695	防災危機管理課
	非常用食料等の備蓄数	食	10, 354	17, 140	防災危機管理課
	食物アレルギー対応型非常用食料の備 蓄数	食	960	4, 800	防災危機管理課
	住宅の耐震化率	%	69. 5	95 (R7 年度)	都市計画課
	民間特定建築物の耐震化率	%	84.6	95 (R7 年度)	都市計画課
	雨水処理整備面積	ha	297. 2	316	下水道課
	上水道管路の耐震化率	%	1.3	3. 5	水道課
②住宅・都市	浄水施設の耐震化	施設	5	5	水道課
	公共下水道管路の耐震化率	%	95. 7	95. 7	下水道課
	汚水処理施設の耐震化	施設	1	3	下水道課
	災害用マンホールトイレの設置	箇所	1	12	下水道課
	市民一人あたりの公園面積	m²	6. 02	10	都市計画課
	地籍調査進捗率	%	52. 2	55	農政課
③保健医療・福 祉	麻しん・風疹の予防接種率	%	95. 55	100	保健推進課
	都市計画道路の整備率	%	86	100	都市計画課
⑤交通・物流	常総市防災アプリのダウンロード件数	件	6, 262	10, 000	防災危機管理課
	公共施設における公衆無線 LAN(Wi- Fi)の整備	施設	5	30	防災危機管理課
⑦産業・	企業の BCP の策定件数	件	20	47	商工観光課
農林水産	農業用水利施設等の更新・修繕件数	件	0	9	農政課

施策分野	項目	単位	現状値 (R2 年度)	目標値 (R9 年度)	担当課
	防災協定締結数	件	86	100	防災危機管理課
⑧リスクコミュ ニケーション	自主防災組織の結成率	%	54.8	100	防災危機管理課
	自治区加入率	%	73	80	総務課
	学校施設の耐震化	%	98. 5	100	学校教育課
⑨老朽化対策	文化・社会教育施設の改修施設数	施設	3	5	生涯学習課
	公共施設総延床面積	m²	226, 690 (R1 年度)	216, 080	資産管理課
	水害経験を活かした郷土愛育成授業を 実施した学校数	校	18	19	学校教育課
⑩人材育成	ボランティア市民活動センターへの登録件数(個人)	人	11	20	社会福祉協議会
	ボランティア市民活動センターへの登録件数(団体)	団体	56	75	社会福祉協議会

6. 計画の推進と進行管理

6.1 推進体制

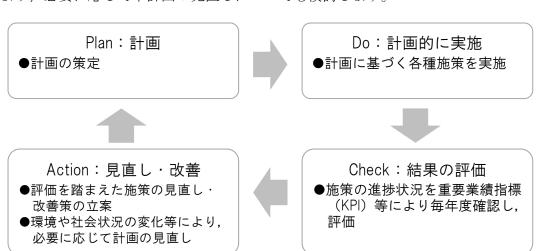
本計画は本市の国土強靱化に関する施策を推進するための指針となるものであり、じょうそう未来創生プランや本市の分野別計画等と整合を図りながら、各施策を計画的に推進します。

本計画の推進にあたっては、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、市民公益活動団体、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図ることが重要です。計画の実効性を高めるため、関東・東北豪雨等の災害経験を最大限に活かし、多様な主体と各種情報や取り組み等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。

6.2 計画の進行管理

本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、KPI等を中心に進捗状況を把握しながら、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。

具体的には、本計画に基づきリスクシナリオを回避するための各種事業を実施し、施策の 進捗状況についてKPI等を用いて毎年度確認し、評価します。そして、その評価を踏まえ、施 策や事業の見直し、改善策の立案を行います。また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等 により、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。



7. 資料編

7.1 脆弱性の評価結果

本市における 47 の「リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)」に対する脆弱性の 分析・評価の結果は、次のとおりです。

1. 人命の保護が最大限図られる

大規模地震による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(市民への防災意識啓発)

● 各家庭における災害への備え等について周知徹底を図るとともに、防災マニュアルやハザードマップ、マイ・タイムラインの普及啓発による避難促進、防災訓練などにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し, 避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- 災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(防災機能の整備)

● 防災備蓄倉庫や防災資機材等の整備および適正管理を推進するとともに、防災拠点などにおける防災機能の強化を図る必要があります。

(消防体制の充実)

● 消防施設や防火貯水槽・消火栓など消防水利の整備や災害対応力強化のための体制,装備資機 材の充実を図る必要があります。

(消防人材の確保・育成)

● 各消防機関と連携し、消防団への入団促進や教育訓練の実施により、消防人材を確保・育成する必要があります。

(住宅及び特定建築物等の耐震化の推進)

- 市内の住宅の耐震化率は 69.5%, 民間特定建築物の耐震化率は 84.6%であり, 目標耐震化率 95%に向け, 耐震診断・改修を促進する必要があります。
- ●避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要があります。

(大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知)

● 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害防止対策を推進 する必要があります。 ● 大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知することで、市民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図る必要があります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。
- 立地適正化計画に基づき,安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い, 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(緑地・オープンスペースの確保)

● 延焼防止効果を向上させるため、市街地整備事業等による緑地やオープンスペース(公園、街路等)の計画的な配置・整備や維持管理をするとともに、避難環境の確保を図る必要があります。

(防災公園の整備)

● 防災公園の整備を進めるとともに、公園等における防災機能の充実を図る必要があります。

(公園の長寿命化及びバリアフリー化の推進)

- ●災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において、適切に維持管理を進めるとともに、長寿 命化を図る必要があります。
- 高齢者, 障がい者等を含む全ての人々の利用に配慮するため, 公園のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

(公園のグリーンインフラ推進)

● 公園において、防災、憩い・安らぎの創出、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策など、 幅広いグリーンインフラとしての機能が発揮されるよう整備推進を図る必要があります。

(空家対策の推進)

●本市の空家率は15.8%(平成25年)であり、年々増加傾向にある中、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家対策を推進する必要があります。

(災害医療体制の整備)

- 救急・救助体制の高度化や広域的な医療機関との連携強化を図る必要があります。
- 災害発生時において,市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため,市内病院における災害 対策(防災)マニュアル等の策定を促進する必要があります。
- ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備や災害用井戸の整備、受水槽の耐震化を促進する必要があります。

(要配慮者避難対策の推進)

- ●本市の高齢化率は30.0%(令和元年10月1日現在)と高齢化が進行する中,高齢者を含む要配慮者の避難や指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を推進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移

行できるよう,関係機関と連携を図る必要があります。

(社会福祉施設等の整備)

● 社会福祉施設等耐震化や老朽化に伴う改修整備を促進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- 斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動,物資輸送の分断を防ぐため,橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため,「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき,橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに,計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(近隣公共施設と連携した広域・地域的防災拠点機能を持つ道の駅整備の推進)

- ●地域の拠点となる「道の駅」において、災害時に施設利用者及び近隣住民が一時的に避難したり、救援サービスを受けるなどの防災拠点として活用するため、防災施設等の整備を図る必要があります。
- 災害時に「道の駅」を災害復旧の支援活動拠点(支援車両・支援部隊等の集合待機場所、救援 物資の供給場所など)や広域的後方支援拠点とするなど、交通ネットワークの活用を図る必要 があります。
- 防災イベントを開催するなど、地域の拠点となる「道の駅」を市民の防災意識を醸成する場と して活用する必要があります。

(無電柱化対策の推進)

● 電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進する必要があります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な

情報を迅速に発信する必要があります。

(地域防災力の強化)

- ●本市の自主防災組織の結成率は54.8%(令和2年)ですが、災害発生直後の「公助」には限界があり、多くの場合自助と共助による救急・救助が行われることから、「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、自主防災組織の活動強化や地区防災計画の作成を支援する必要があります。
- 災害時における、自主防災組織と行政や消防団などとの連絡体制や避難所運営マニュアルの 整備を推進する必要があります。
- 地域の防災リーダーとなる自主防災組織や防災士などを育成するとともに、市民の救急救命力の向上を図る必要があります。
- 高齢者,障がい者,外国籍市民,女性,子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携 強化を促進する必要があります。

(消防団などの強化、加入促進)

● 消防団施設や車両・機器などの更新整備を進めるとともに,消防団員の確保や消防団を補完する婦人防火クラブなどの強化,加入促進を進める必要があります。

(公共施設等総合管理計画の推進)

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する必要があります。
- 市公共建築物の耐震化率は 78.6%であり、耐震化の取り組みを計画的に推進する必要があります。
- 市立保育所・市立幼稚園、小中学校、公民館、図書館、公園など老朽化が進んでいる施設の計画的な整備を進める必要があります。

(防災意識を育てる防災教育の充実)

● 災害時に自ら考え, 行動できる力を育成するため, 学校における訓練などの防災教育を推進するとともに、地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める必要があります。

(生涯学習事業における防災学習の推進)

● 多様な対象への防災に関する学習機会を提供するとともに、災害時に外国籍市民への情報提供などを行うため、外国語を話せる人材の確保を進める必要があります。

1-2 │密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(市民への防災意識啓発)

●各家庭における災害への備え等について周知徹底を図るとともに、防災マニュアルやハザードマップ、マイ・タイムラインの普及啓発による避難促進、防災訓練などにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し,避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- 災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(防災機能の整備)

● 防災備蓄倉庫や防災資機材等の整備および適正管理を推進するとともに、防災拠点などにおける防災機能の強化を図る必要があります。

(消防体制の充実)

● 消防施設や防火貯水槽・消火栓など消防水利の整備や災害対応力強化のための体制,装備資機 材の充実を図る必要があります。

(消防人材の確保・育成)

● 各消防機関と連携し、消防団への入団促進や教育訓練の実施により、消防人材を確保・育成する必要があります。

(住宅及び特定建築物等の耐震化の推進)

- 市内の住宅の耐震化率は 69.5%, 民間特定建築物の耐震化率は 84.6%であり, 目標耐震化率 95%に向け, 耐震診断・改修を促進する必要があります。
- 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要があります。

(大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知)

- 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害防止対策を推進 する必要があります。
- 大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知する ことで、市民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図る必要があります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。
- 立地適正化計画に基づき、安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い、 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(上水道施設の防災対策の推進)

● 災害発生時においても安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、管路更新や施設の耐震化、耐震貯水槽の設置、浸水対策、停電対策等を推進する必要があります。

(緑地・オープンスペースの確保)

● 延焼防止効果を向上させるため、市街地整備事業等による緑地やオープンスペース(公園、街路等)の計画的な配置・整備や維持管理をするとともに、避難環境の確保を図る必要がありま

す。

(防災公園の整備)

● 防災公園の整備を進めるとともに、公園等における防災機能の充実を図る必要があります。

(公園の長寿命化及びバリアフリー化の推進)

- 災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において,適切に維持管理を進めるとともに,長寿 命化を図る必要があります。
- 高齢者,障がい者等を含む全ての人々の利用に配慮するため,公園のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

(公園のグリーンインフラ推進)

● 公園において、防災、憩い・安らぎの創出、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策など、 幅広いグリーンインフラとしての機能が発揮されるよう整備推進を図る必要があります。

(空家対策の推進)

●本市の空家率は15.8%(平成25年)であり、年々増加傾向にある中、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家対策を推進する必要があります。

(災害医療体制の整備)

- 救急・救助体制の高度化や広域的な医療機関との連携強化を図る必要があります。
- 災害発生時において,市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため,市内病院における災害対策(防災)マニュアル等の策定を促進する必要があります。
- ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備や災害用井戸の整備、受水槽の耐震化を促進する必要があります。

(要配慮者避難対策の推進)

- ●本市の高齢化率は30.0%(令和元年10月1日現在)と高齢化が進行する中,高齢者を含む要配慮者の避難や指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を推進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移 行できるよう、関係機関と連携を図る必要があります。

(社会福祉施設等の整備)

● 社会福祉施設等耐震化や老朽化に伴う改修整備を促進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(近隣公共施設と連携した広域・地域的防災拠点機能を持つ道の駅整備の推進)

● 地域の拠点となる「道の駅」において、災害時に施設利用者及び近隣住民が一時的に避難した

- り, 救援サービスを受けるなどの防災拠点として活用するため, 防災施設等の整備を図る必要があります。
- 災害時に「道の駅」を災害復旧の支援活動拠点(支援車両・支援部隊等の集合待機場所,救援物資の供給場所など)や広域的後方支援拠点とするなど,交通ネットワークの活用を図る必要があります。
- 防災イベントを開催するなど、地域の拠点となる「道の駅」を市民の防災意識を醸成する場と して活用する必要があります。

(無電柱化対策の推進)

● 電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進する必要があります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(地域防災力の強化)

- ●本市の自主防災組織の結成率は54.8%(令和2年)ですが,災害発生直後の「公助」には限界があり,多くの場合自助と共助による救急・救助が行われることから,「自助」・「共助」の取り組みを推進するため,自主防災組織の活動強化や地区防災計画の作成を支援する必要があります。
- 災害時における、自主防災組織と行政や消防団などとの連絡体制や避難所運営マニュアルの 整備を推進する必要があります。
- 地域の防災リーダーとなる自主防災組織や防災士などを育成するとともに、市民の救急救命力の向上を図る必要があります。
- 高齢者,障がい者,外国籍市民,女性,子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携 強化を促進する必要があります。

(消防団などの強化、加入促進)

● 消防団施設や車両・機器などの更新整備を進めるとともに, 消防団員の確保や消防団を補完する婦人防火クラブなどの強化, 加入促進を進める必要があります。

(外国人に対する防災対策の充実)

- 避難施設の案内板への外国語及びふりがなの併記や災害情報の多言語化などにより、外国人への適正な情報発信を行う必要があります。
- 多言語(やさしい日本語含む)による防災に関するパンフレットを様々な機会を通じて配布 し、防災知識を普及啓発するとともに、外国人を含めた防災訓練を実施する必要があります。

(公共施設等総合管理計画の推進)

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する必要があります。
- 市公共建築物の耐震化率は 78.6%であり、耐震化の取り組みを計画的に推進する必要があります。
- 市立保育所・市立幼稚園,小中学校,公民館,図書館,公園など老朽化が進んでいる施設の計画的な整備を進める必要があります。

(防災意識を育てる防災教育の充実)

● 災害時に自ら考え, 行動できる力を育成するため, 学校における訓練などの防災教育を推進するとともに, 地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める必要があります。

(生涯学習事業における防災学習の推進)

● 多様な対象への防災に関する学習機会を提供するとともに、災害時に外国籍市民への情報提供などを行うため、外国語を話せる人材の確保を進める必要があります。

1-3 広域にわたる河川の氾濫等による多数の死傷者の発生

(市民への防災意識啓発)

● 各家庭における災害への備え等について周知徹底を図るとともに、防災マニュアルやハザードマップ、マイ・タイムラインの普及啓発による避難促進、防災訓練などにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し,避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- 災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(防災機能の整備)

● 防災備蓄倉庫や防災資機材等の整備および適正管理を推進するとともに、防災拠点などにおける防災機能の強化を図る必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県, 関係機関, 近隣自治体, 民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(一部事務組合の調整)

● 市民の利便性向上と事務事業の効率化をバランスよく実現するため、一部事務組合による共同処理業務を推進するとともに、複数にまたがる一部事務組合による業務などについて調整する必要があります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化,木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。
- 立地適正化計画に基づき、安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い、 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(河川の整備)

●国、県、近隣自治体と連携し、河川の改修や護岸整備、点検等を計画的に進める必要があります。

(浸水対策の推進)

● 雨水排水機能の強化のための雨水管渠の整備などのハード対策と,市民への意識啓発,情報提供などのソフト対策を組み合わせた浸水対策を推進する必要があります。

(防災公園の整備)

● 防災公園の整備を進めるとともに、公園等における防災機能の充実を図る必要があります。

(公園の長寿命化及びバリアフリー化の推進)

- 災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において,適切に維持管理を進めるとともに,長寿 命化を図る必要があります。
- 高齢者, 障がい者等を含む全ての人々の利用に配慮するため, 公園のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

(公園のグリーンインフラ推進)

● 公園において、防災、憩い・安らぎの創出、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策など、 幅広いグリーンインフラとしての機能が発揮されるよう整備推進を図る必要があります。

(災害医療体制の整備)

- 救急・救助体制の高度化や広域的な医療機関との連携強化を図る必要があります。
- 災害発生時において,市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため,市内病院における災害対策(防災)マニュアル等の策定を促進する必要があります。
- ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備や災害用井戸の整備、受水槽の耐震化を促進する必要があります。

(要配慮者避難対策の推進)

- ●本市の高齢化率は30.0%(令和元年10月1日現在)と高齢化が進行する中,高齢者を含む要配慮者の避難や指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を推進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移 行できるよう、関係機関と連携を図る必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(地域防災力の強化)

- ●本市の自主防災組織の結成率は54.8%(令和2年)ですが、災害発生直後の「公助」には限界があり、多くの場合自助と共助による救急・救助が行われることから、「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、自主防災組織の活動強化や地区防災計画の作成を支援する必要があります。
- 災害時における、自主防災組織と行政や消防団などとの連絡体制や避難所運営マニュアルの 整備を推進する必要があります。
- 地域の防災リーダーとなる自主防災組織や防災士などを育成するとともに、市民の救急救命力の向上を図る必要があります。
- 高齢者,障がい者,外国籍市民,女性,子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携 強化を促進する必要があります。

(外国人に対する防災対策の充実)

- 避難施設の案内板への外国語及びふりがなの併記や災害情報の多言語化などにより、外国人への適正な情報発信を行う必要があります。
- 多言語(やさしい日本語含む)による防災に関するパンフレットを様々な機会を通じて配布 し、防災知識を普及啓発するとともに、外国人を含めた防災訓練を実施する必要があります。

(防災意識を育てる防災教育の充実)

● 災害時に自ら考え, 行動できる力を育成するため, 学校における訓練などの防災教育を推進するとともに, 地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める必要があります。

(生涯学習事業における防災学習の推進)

● 多様な対象への防災に関する学習機会を提供するとともに、災害時に外国籍市民への情報提供などを行うため、外国語を話せる人材の確保を進める必要があります。

1-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害に起因する,広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(市民への防災意識啓発)

● 各家庭における災害への備え等について周知徹底を図るとともに、防災マニュアルやハザー

ドマップ,マイ・タイムラインの普及啓発による避難促進,防災訓練などにより,市民一人ひ とりの防災意識の向上を図る必要があります。

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し, 避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- 災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(防災機能の整備)

● 防災備蓄倉庫や防災資機材等の整備および適正管理を推進するとともに、防災拠点などにおける防災機能の強化を図る必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県, 関係機関, 近隣自治体, 民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。
- 立地適正化計画に基づき、安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い、 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(河川の整備)

● 国, 県, 近隣自治体と連携し, 河川の改修や護岸整備, 点検等を計画的に進める必要があります。

(浸水対策の推進)

● 雨水排水機能の強化のための雨水管渠の整備などのハード対策と,市民への意識啓発,情報提供などのソフト対策を組み合わせた浸水対策を推進する必要があります。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 災害時の迅速な下水道機能の回復や継続的な事業体制構築のため、下水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、下水道施設の長寿命化、耐水化および耐震化を進める必要があります。
- ●下水道普及率は 28.7% (令和元年末) となっており、公共下水道の整備によるライフライン の確立と水質汚濁の防止を図る必要があります。

(防災公園の整備)

●防災公園の整備を進めるとともに、公園等における防災機能の充実を図る必要があります。

(公園の長寿命化及びバリアフリー化の推進)

- 災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において,適切に維持管理を進めるとともに,長寿 命化を図る必要があります。
- 高齢者, 障がい者等を含む全ての人々の利用に配慮するため, 公園のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

(公園のグリーンインフラ推進)

● 公園において、防災、憩い・安らぎの創出、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策など、幅広いグリーンインフラとしての機能が発揮されるよう整備推進を図る必要があります。

(災害医療体制の整備)

- 救急・救助体制の高度化や広域的な医療機関との連携強化を図る必要があります。
- 災害発生時において,市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため,市内病院における災害対策(防災)マニュアル等の策定を促進する必要があります。
- ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備や災害用井戸の整備、受水槽の耐震化を促進する必要があります。

(要配慮者避難対策の推進)

- ●本市の高齢化率は30.0%(令和元年10月1日現在)と高齢化が進行する中,高齢者を含む要配慮者の避難や指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を推進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移 行できるよう、関係機関と連携を図る必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(地域防災力の強化)

●本市の自主防災組織の結成率は54.8%(令和2年)ですが,災害発生直後の「公助」には限界

があり、多くの場合自助と共助による救急・救助が行われることから、「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、自主防災組織の活動強化や地区防災計画の作成を支援する必要があります。

- 災害時における、自主防災組織と行政や消防団などとの連絡体制や避難所運営マニュアルの 整備を推進する必要があります。
- 地域の防災リーダーとなる自主防災組織や防災士などを育成するとともに、市民の救急救命力の向上を図る必要があります。
- 高齢者,障がい者,外国籍市民,女性,子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携 強化を促進する必要があります。

(外国人に対する防災対策の充実)

- 避難施設の案内板への外国語及びふりがなの併記や災害情報の多言語化などにより、外国人への適正な情報発信を行う必要があります。
- 多言語(やさしい日本語含む)による防災に関するパンフレットを様々な機会を通じて配布 し,防災知識を普及啓発するとともに,外国人を含めた防災訓練を実施する必要があります。

(防災意識を育てる防災教育の充実)

● 災害時に自ら考え, 行動できる力を育成するため, 学校における訓練などの防災教育を推進するとともに, 地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める必要があります。

(生涯学習事業における防災学習の推進)

● 多様な対象への防災に関する学習機会を提供するとともに、災害時に外国籍市民への情報提供などを行うため、外国語を話せる人材の確保を進める必要があります。

1-5 大規模な土砂災害 (深層崩壊) 等による多数の死傷者の発生

(土砂災害危険区域における避難体制の整備)

● 土砂災害等による被害の未然防止や低減を目指して、県との連携により危険箇所の調査・区域 指定を行い、該当区域の避難体制を整備する必要があります。

(大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知)

- 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害防止対策を推進 する必要があります。
- 大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知する ことで、市民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図る必要があります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。
- 立地適正化計画に基づき,安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い, 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(地域防災力の強化)

- ●本市の自主防災組織の結成率は54.8%(令和2年)ですが、災害発生直後の「公助」には限界があり、多くの場合自助と共助による救急・救助が行われることから、「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、自主防災組織の活動強化や地区防災計画の作成を支援する必要があります。
- 災害時における、自主防災組織と行政や消防団などとの連絡体制や避難所運営マニュアルの 整備を推進する必要があります。
- 地域の防災リーダーとなる自主防災組織や防災士などを育成するとともに、市民の救急救命力の向上を図る必要があります。
- 高齢者,障がい者,外国籍市民,女性,子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携 強化を促進する必要があります。

(外国人に対する防災対策の充実)

- 避難施設の案内板への外国語及びふりがなの併記や災害情報の多言語化などにより、外国人への適正な情報発信を行う必要があります。
- 多言語(やさしい日本語含む)による防災に関するパンフレットを様々な機会を通じて配布 し、防災知識を普及啓発するとともに、外国人を含めた防災訓練を実施する必要があります。

(防災意識を育てる防災教育の充実)

● 災害時に自ら考え, 行動できる力を育成するため, 学校における訓練などの防災教育を推進するとともに, 地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める必要があります。

(生涯学習事業における防災学習の推進)

● 多様な対象への防災に関する学習機会を提供するとともに、災害時に外国籍市民への情報提供などを行うため、外国語を話せる人材の確保を進める必要があります。

1-6 | 避難行動要支援者等の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生

(要配慮者避難対策の推進)

- ●本市の高齢化率は30.0%(令和元年10月1日現在)と高齢化が進行する中,高齢者を含む要配慮者の避難や指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を推進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移 行できるよう、関係機関と連携を図る必要があります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(コミュニティ組織の強化、充実)

●地域での助け合いを促進するため、自治区などのコミュニティ組織の強化や充実を図る必要があります。

(外国人に対する防災対策の充実)

- 避難施設の案内板への外国語及びふりがなの併記や災害情報の多言語化などにより、外国人への適正な情報発信を行う必要があります。
- 多言語(やさしい日本語含む)による防災に関するパンフレットを様々な機会を通じて配布 し、防災知識を普及啓発するとともに、外国人を含めた防災訓練を実施する必要があります。

1-7 市民の災害に対する知識不足による多数の死傷者の発生

(市民への防災意識啓発)

● 各家庭における災害への備え等について周知徹底を図るとともに、防災マニュアルやハザードマップ、マイ・タイムラインの普及啓発による避難促進、防災訓練などにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(コミュニティ組織の強化, 充実)

●地域での助け合いを促進するため、自治区などのコミュニティ組織の強化や充実を図る必要があります。

(外国人に対する防災対策の充実)

- 避難施設の案内板への外国語及びふりがなの併記や災害情報の多言語化などにより、外国人への適正な情報発信を行う必要があります。
- 多言語(やさしい日本語含む)による防災に関するパンフレットを様々な機会を通じて配布 し、防災知識を普及啓発するとともに、外国人を含めた防災訓練を実施する必要があります。

(多文化共生社会の推進)

● 外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など, 外国籍

市民に対する対応の向上を図る必要があります。

- 県や民間交流活動組織、NP0法人など支援組織と連携を強化し、外国籍市民の生活支援などを 推進する必要があります。
- 多文化共生社会を目指し、外国籍市民と一般市民の交流機会の拡大を図る必要があります。

(防災意識を育てる防災教育の充実)

● 災害時に自ら考え, 行動できる力を育成するため, 学校における訓練などの防災教育を推進するとともに, 地域の中で役に立つ防災教育を地域と連携して進める必要があります。

(生涯学習事業における防災学習の推進)

● 多様な対象への防災に関する学習機会を提供するとともに、災害時に外国籍市民への情報提供などを行うため、外国語を話せる人材の確保を進める必要があります。

(図書館活動の推進)

- 図書館において、過去の災害記録や防災に関する資料の充実や利用サービス向上などを図る 必要があります。
- 図書館施設の大規模な改修に備え,施設の適正な維持管理を進め,施設の長寿命化を図る必要があります。

2. 救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(非常用物資の備蓄促進)

- 防災拠点における公的備蓄を進めるとともに、地域や家庭、事業所等における非常食や飲料水、生活必需品等の備蓄などを促進するため、意識啓発する必要があります。
- 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者等と連携し物資輸送体制を 構築する必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(上水道施設の防災対策の推進)

● 災害発生時においても安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、管路更新や施設の耐震化、耐震貯水槽の設置、浸水対策、停電対策等を推進する必要があります。

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

● 災害発生時に備え、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要があります。

(エネルギーの調達, 供給体制の整備)

● 石油関係団体等との応援協定締結に基づき, 災害時のエネルギーの調達, 供給体制の整備を進める必要があります。

(広域幹線道路の整備推進)

● 広域道路網が分断されないよう,国や県,近隣自治体と連携し,圏央道や国道,県道などの整備を促進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- 斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため、「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを整備するとともに、幹線道路の舗装補修などを進める必要があります。
- 「路面冠水箇所」,「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険箇所や 迂回路等の把握および整備を進める必要があります。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要があります。

(無電柱化対策の推進)

● 電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進する必要があります。

(農産物加工・流通・販売体制の強化)

- 農地の保全や災害時の食料供給に資するため、常総IC周辺地域整備事業を核とした生産・加工・流通・販売体制の強化を図る必要があります。
- 農産物の販売の拠点となる「道の駅」に防災機能を整備し、立地企業との災害時応援協定を締結する必要があります。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

● 新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに、既に応援協定を

締結している団体等との連携体制の強化を図る必要があります。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(市民への防災意識啓発)

● 各家庭における災害への備え等について周知徹底を図るとともに、防災マニュアルやハザードマップ、マイ・タイムラインの普及啓発による避難促進、防災訓練などにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

(非常用物資の備蓄促進)

- 防災拠点における公的備蓄を進めるとともに、地域や家庭、事業所等における非常食や飲料水、生活必需品等の備蓄などを促進するため、意識啓発する必要があります。
- 災害発生時に確実に物資を提供できるよう,平時から民間事業者等と連携し物資輸送体制を 構築する必要があります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。
- 立地適正化計画に基づき,安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い, 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(広域幹線道路の整備推進)

● 広域道路網が分断されないよう,国や県,近隣自治体と連携し,圏央道や国道,県道などの整備を促進する必要があります。

(県道・市道、道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに,狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- ●災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため,「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき,橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに,計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを整備するとともに、幹線道路の舗装補修などを進める必要があります。
- 「路面冠水箇所」,「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険箇所や 迂回路等の把握および整備を進める必要があります。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要があります。

(地域防災力の強化)

- ●本市の自主防災組織の結成率は54.8%(令和2年)ですが、災害発生直後の「公助」には限界があり、多くの場合自助と共助による救急・救助が行われることから、「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、自主防災組織の活動強化や地区防災計画の作成を支援する必要があります。
- 災害時における、自主防災組織と行政や消防団などとの連絡体制や避難所運営マニュアルの 整備を推進する必要があります。
- 地域の防災リーダーとなる自主防災組織や防災士などを育成するとともに、市民の救急救命力の向上を図る必要があります。
- 高齢者,障がい者,外国籍市民,女性,子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携 強化を促進する必要があります。

(コミュニティ組織の強化、充実)

●地域での助け合いを促進するため、自治区などのコミュニティ組織の強化や充実を図る必要があります。

2-3 警察, 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(防災機能の整備)

● 防災備蓄倉庫や防災資機材等の整備および適正管理を推進するとともに、防災拠点などにおける防災機能の強化を図る必要があります。

(消防体制の充実)

● 消防施設や防火貯水槽・消火栓など消防水利の整備や災害対応力強化のための体制,装備資機 材の充実を図る必要があります。

(消防人材の確保・育成)

● 各消防機関と連携し、消防団への入団促進や教育訓練の実施により、消防人材を確保・育成する必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(災害医療体制の整備)

- 救急・救助体制の高度化や広域的な医療機関との連携強化を図る必要があります。
- 災害発生時において,市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため,市内病院における災害 対策(防災)マニュアル等の策定を促進する必要があります。
- ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備や災害用井戸の整備、受水

槽の耐震化を促進する必要があります。

(地域防災力の強化)

- ●本市の自主防災組織の結成率は54.8%(令和2年)ですが、災害発生直後の「公助」には限界があり、多くの場合自助と共助による救急・救助が行われることから、「自助」・「共助」の取り組みを推進するため、自主防災組織の活動強化や地区防災計画の作成を支援する必要があります。
- 災害時における、自主防災組織と行政や消防団などとの連絡体制や避難所運営マニュアルの 整備を推進する必要があります。
- 地域の防災リーダーとなる自主防災組織や防災士などを育成するとともに、市民の救急救命力の向上を図る必要があります。
- 高齢者,障がい者,外国籍市民,女性,子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携 強化を促進する必要があります。

(消防団などの強化、加入促進)

● 消防団施設や車両・機器などの更新整備を進めるとともに,消防団員の確保や消防団を補完する婦人防火クラブなどの強化,加入促進を進める必要があります。

(災害ボランティア受け入れ体制の整備)

- 大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集,受け入れ体制を確保するとともに,災害ボランティアの円滑な活動のため,関係機関との連携体制を整備する必要があります。
- 災害ボランティア人材を確保するため、平時から本市の魅力を発信し、本市の応援者・支援者 を増やしていく必要があります。

2-4 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し, 避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- 災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(非常用物資の備蓄促進)

- 防災拠点における公的備蓄を進めるとともに、地域や家庭、事業所等における非常食や飲料水、生活必需品等の備蓄などを促進するため、意識啓発する必要があります。
- 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者等と連携し物資輸送体制を 構築する必要があります。

(帰宅困難者対策の推進)

● 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水,食料等の備蓄などの対策を推進する必要があります。

● 帰宅困難者が発生した場合,被害状況や交通情報,一時滞在施設の開設状況等の情報提供を行う必要があります。

(広域幹線道路の整備推進)

● 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、圏央道や国道、県道などの整備を促進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため、「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(公共交通体系の機能強化)

- 鉄道事業者やバス事業者などの民間交通事業者や関係機関と連携し、公共交通体系の機能強化を図り、災害時の帰宅困難者の抑制や市民の円滑な移動の確保を図る必要があります。
- 多様な交通手段の機能・役割を調整し地域の状況に応じた公共交通体系の機能強化を図る必要があります。

(公共交通施設・設備の防災機能の強化)

● 人々の移動を支える公共交通の施設や設備の防災機能を強化するため、耐震化等の防災対策 を促進する必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

● 新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに, 既に応援協定を 締結している団体等との連携体制の強化を図る必要があります。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災,支援ルートの途絶,エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(安全かつ安定した給水体制の整備)

- 災害時においても計画的に応急給水活動を行うため、応急給水拠点の整備や資機材等の整備 を推進するとともに、飲料水の安全を確保するため、点検や清掃等の適切な維持管理を行う必 要があります。
- 基幹病院,防災拠点,避難所など重要給水施設への配水管の耐震化を図り,災害等が発生した場合にも必要な施設へ給水を継続できる体制を整備する必要があります。

(災害医療体制の整備)

- 救急・救助体制の高度化や広域的な医療機関との連携強化を図る必要があります。
- 災害発生時において,市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため,市内病院における災害対策(防災)マニュアル等の策定を促進する必要があります。
- ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備や災害用井戸の整備、受水槽の耐震化を促進する必要があります。

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

● 災害発生時に備え、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要があります。

(エネルギーの調達、供給体制の整備)

● 石油関係団体等との応援協定締結に基づき, 災害時のエネルギーの調達, 供給体制の整備を進める必要があります。

(広域幹線道路の整備推進)

● 広域道路網が分断されないよう,国や県,近隣自治体と連携し,圏央道や国道,県道などの整備を促進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため、「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- ●災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを整備するとともに、幹線道路の舗装補修などを進める必要があります。
- 「路面冠水箇所」,「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険箇所や 迂回路等の把握および整備を進める必要があります。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要があります。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(安全かつ安定した給水体制の整備)

- 災害時においても計画的に応急給水活動を行うため、応急給水拠点の整備や資機材等の整備 を推進するとともに、飲料水の安全を確保するため、点検や清掃等の適切な維持管理を行う必要があります。
- 基幹病院,防災拠点,避難所など重要給水施設への配水管の耐震化を図り,災害等が発生した場合にも必要な施設へ給水を継続できる体制を整備する必要があります。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 災害時の迅速な下水道機能の回復や継続的な事業体制構築のため、下水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、下水道施設の長寿命化、耐水化および耐震化を進める必要があります。
- ●下水道普及率は 28.7% (令和元年末) となっており、公共下水道の整備によるライフライン の確立と水質汚濁の防止を図る必要があります。

(感染症の発生とまん延の防止)

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、保健所等を拠点とした防疫活動、保健活動を実施する必要があります。
- 避難所等における感染症予防・拡大防止対策を推進する必要があります。
- ●感染症に関する正しい知識や予防方法等について、情報発信する必要があります。

(農業集落排水施設の機能保全)

● 災害発生時においても農業集落排水機能の維持を図るため、マスタープラン(最適整備構想) に基づき、農業集落排水施設の機能診断を行うなど、計画的な施設の機能保全対策を推進する 必要があります。

2-7 | 劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | 生

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し, 避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- ●災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(男女共同参画の視点にたった防災体制の確立)

● 多様性に配慮した災害対策を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 を図る必要があります。

(安全かつ安定した給水体制の整備)

- 災害時においても計画的に応急給水活動を行うため、応急給水拠点の整備や資機材等の整備 を推進するとともに、飲料水の安全を確保するため、点検や清掃等の適切な維持管理を行う必要があります。
- 基幹病院,防災拠点,避難所など重要給水施設への配水管の耐震化を図り,災害等が発生した場合にも必要な施設へ給水を継続できる体制を整備する必要があります。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 災害時の迅速な下水道機能の回復や継続的な事業体制構築のため、下水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、下水道施設の長寿命化、耐水化および耐震化を進める必要があります。
- ●下水道普及率は 28.7% (令和元年末) となっており、公共下水道の整備によるライフライン の確立と水質汚濁の防止を図る必要があります。

(感染症の発生とまん延の防止)

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、保健所等を拠点とした防疫活動、保健活動を実施する必要があります。
- ●避難所等における感染症予防・拡大防止対策を推進する必要があります。
- 感染症に関する正しい知識や予防方法等について、情報発信する必要があります。

(感染症予防に関する保健教育の充実)

● 学校での集団感染が地域における感染拡大の起点となる懸念があることから、感染症予防に 関する保健教育を充実させる必要があります。

(福祉避難所の機能強化)

● 福祉避難所における備蓄品や連絡体制の整備などの機能強化を支援する必要があります。

(被災者・職員の心身状態の管理・ケア)

● 被災者の心身の健康状態の把握、健康相談などの災害時保健活動を実施するとともに応急活動に従事する職員の心身をケアするための体制を整備する必要があります。

(健康を増進する食育の充実)

●子どもから高齢者までの幅広い世代に対する食育を通じて,市民の健康づくりや疾病予防対策の推進を図る必要があります。

(生涯スポーツの普及・推進)

- 市民の健康維持・増進のため、川を利用したスポーツコンテンツやサイクリング、ウォーキングなど、本市の資源を活かした生涯スポーツの普及を進める必要があります。
- ●子どもから高齢者までの健康・体力づくりのため、生涯スポーツの普及促進を進める必要があります。

(農業集落排水施設の機能保全)

● 災害発生時においても農業集落排水機能の維持を図るため、マスタープラン(最適整備構想) に基づき、農業集落排水施設の機能診断を行うなど、計画的な施設の機能保全対策を推進する 必要があります。

(災害ボランティア受け入れ体制の整備)

- 大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集,受け入れ体制を確保するとともに,災害ボランティアの円滑な活動のため,関係機関との連携体制を整備する必要があります。
- 災害ボランティア人材を確保するため、平時から本市の魅力を発信し、本市の応援者・支援者 を増やしていく必要があります。

2-8 | 避難場所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し,避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- ●災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水,食料等の備蓄などの対策を推進する必要があります。
- 帰宅困難者が発生した場合,被害状況や交通情報,一時滞在施設の開設状況等の情報提供を行う必要があります。

(男女共同参画の視点にたった防災体制の確立)

● 多様性に配慮した災害対策を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 を図る必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(耐震改修促進計画における施策の推進)

● 「常総市耐震改修促進計画」に基づき、住宅や市公共施設(防災上重要な建築物やライフライン関連施設等)、民間特定建築物の耐震化率を向上させる必要があります。

(福祉避難所の機能強化)

● 福祉避難所における備蓄品や連絡体制の整備などの機能強化を支援する必要があります。

(社会福祉施設等の整備)

● 社会福祉施設等耐震化や老朽化に伴う改修整備を促進する必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを整備するとともに、幹線道路の舗装補修などを進める必要があります。
- 「路面冠水箇所」,「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険箇所や 迂回路等の把握および整備を進める必要があります。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要があります。

(外国人に対する防災対策の充実)

- 避難施設の案内板への外国語及びふりがなの併記や災害情報の多言語化などにより、外国人への適正な情報発信を行う必要があります。
- 多言語(やさしい日本語含む)による防災に関するパンフレットを様々な機会を通じて配布 し,防災知識を普及啓発するとともに,外国人を含めた防災訓練を実施する必要があります。

(多文化共生社会の推進)

- 外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など,外国籍市民に対する対応の向上を図る必要があります。
- 県や民間交流活動組織、NPO法人など支援組織と連携を強化し、外国籍市民の生活支援などを 推進する必要があります。
- 多文化共生社会を目指し、外国籍市民と一般市民の交流機会の拡大を図る必要があります。

(災害ボランティア受け入れ体制の整備)

- 大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集, 受け入れ体制を確保するとともに, 災害ボランティアの円滑な活動のため, 関係機関との連携体制を整備する必要があります。
- 災害ボランティア人材を確保するため、平時から本市の魅力を発信し、本市の応援者・支援者 を増やしていく必要があります。

(公共施設等総合管理計画の推進)

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する必要があります。
- 市公共建築物の耐震化率は 78.6%であり、耐震化の取り組みを計画的に推進する必要があります。
- 市立保育所・市立幼稚園、小中学校、公民館、図書館、公園など老朽化が進んでいる施設の計画的な整備を進める必要があります。

2-9 | 誤情報や情報の錯綜による被災者の混乱等の発生

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し,避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- 災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・市本庁舎等防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し, 避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- 災害時に円滑な情報提供を行うため,各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において,停電や断水に備え,無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか,貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するための体制整備を進める必要があります。
- ●業務継続計画(BCP)に基づき、災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優 先業務を行うための体制整備を進める必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県, 関係機関, 近隣自治体, 民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(行政組織・機構の改善・編成)

●本市の様々な課題に柔軟に対応するため、行政組織・機構を改善し、効率的な組織・機構の編成を図る必要があります。

(耐震改修促進計画における施策の推進)

● 「常総市耐震改修促進計画」に基づき、住宅や市公共施設(防災上重要な建築物やライフライン関連施設等)、民間特定建築物の耐震化率を向上させる必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(公共施設等総合管理計画の推進)

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する必要があります。
- 市公共建築物の耐震化率は 78.6%であり、耐震化の取り組みを計画的に推進する必要があります。
- 市立保育所・市立幼稚園、小中学校、公民館、図書館、公園など老朽化が進んでいる施設の計画的な整備を進める必要があります。

3-2 市の管理する重要な行政データの紛失

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するための体制整備を進める必要があります。
- ●業務継続計画(BCP)に基づき、災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優 先業務を行うための体制整備を進める必要があります。

(都市計画基本図の定期的な更新)

● 都市計画関連事業を推進するため、ベースとなる都市計画基本図を定期的に更新する必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

3-3 | 被災で発生する膨大な業務による、市の職員の肉体的・精神的疲労の発生

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するための体制整備を進める必要があります。
- 業務継続計画 (BCP) に基づき,災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優 先業務を行うための体制整備を進める必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県, 関係機関, 近隣自治体, 民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制

を整備する必要があります。

(行政評価制度による業務適正化)

● 行財政運営の効率化に向け、市民協働による行政評価制度を活用し、市民満足度と費用対効果 を重視した事務事業の継続的な見直しを行う必要があります。

(被災者・職員の心身状態の管理・ケア)

● 被災者の心身の健康状態の把握,健康相談などの災害時保健活動を実施するとともに応急活動に従事する職員の心身をケアするための体制を整備する必要があります。

(災害ボランティア受け入れ体制の整備)

- 大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集,受け入れ体制を確保するとともに,災害ボランティアの円滑な活動のため,関係機関との連携体制を整備する必要があります。
- 災害ボランティア人材を確保するため、平時から本市の魅力を発信し、本市の応援者・支援者を増やしていく必要があります。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 | 電力供給停止, サーバーのダウン等による情報通信の麻痺・機能停止

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するための体制整備を進める必要があります。
- 業務継続計画 (BCP) に基づき, 災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優 先業務を行うための体制整備を進める必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

● 新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに, 既に応援協定を

締結している団体等との連携体制の強化を図る必要があります。

4-2 防災行政無線、防災ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するための体制整備を進める必要があります。
- ●業務継続計画(BCP)に基づき、災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優 先業務を行うための体制整備を進める必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

4-3 高齢者や障がいのある人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報 伝達の不備

(要配慮者避難対策の推進)

- ●本市の高齢化率は30.0%(令和元年10月1日現在)と高齢化が進行する中,高齢者を含む要配慮者の避難や指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を推進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移 行できるよう、関係機関と連携を図る必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な

情報を迅速に発信する必要があります。

(外国人に対する防災対策の充実)

- 避難施設の案内板への外国語及びふりがなの併記や災害情報の多言語化などにより、外国人への適正な情報発信を行う必要があります。
- 多言語(やさしい日本語含む)による防災に関するパンフレットを様々な機会を通じて配布 し、防災知識を普及啓発するとともに、外国人を含めた防災訓練を実施する必要があります。

(多文化共生社会の推進)

- 外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など, 外国籍市民に対する対応の向上を図る必要があります。
- 県や民間交流活動組織、NPO法人など支援組織と連携を強化し、外国籍市民の生活支援などを 推進する必要があります。
- 多文化共生社会を目指し、外国籍市民と一般市民の交流機会の拡大を図る必要があります。

4-4 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(都市計画基本図の定期的な更新)

● 都市計画関連事業を推進するため、ベースとなる都市計画基本図を定期的に更新する必要があります。

(要配慮者避難対策の推進)

- ●本市の高齢化率は30.0%(令和元年10月1日現在)と高齢化が進行する中,高齢者を含む要配慮者の避難や指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を推進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移 行できるよう、関係機関と連携を図る必要があります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

● 新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに, 既に応援協定を 締結している団体等との連携体制の強化を図る必要があります。

(多文化共生社会の推進)

- 外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など,外国籍市民に対する対応の向上を図る必要があります。
- 県や民間交流活動組織、NP0法人など支援組織と連携を強化し、外国籍市民の生活支援などを 推進する必要があります。
- 多文化共生社会を目指し、外国籍市民と一般市民の交流機会の拡大を図る必要があります。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

(広域幹線道路の整備推進)

● 広域道路網が分断されないよう,国や県,近隣自治体と連携し,圏央道や国道,県道などの整備を促進する必要があります。

(県道・市道、道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに,狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため、「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを整備するとともに、幹線道路の舗装補修などを進める必要があります。
- 「路面冠水箇所」,「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険箇所や 迂回路等の把握および整備を進める必要があります。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要があります。

(事業者の事業継続計画 (BCP) 策定支援)

● 企業の自主的な防災対策の促進,緊急時の対応力の強化のため,企業の事業継続計画 (BCP) の策定や運用を支援する必要があります。

(農産物加工・流通・販売体制の強化)

- 農地の保全や災害時の食料供給に資するため、常総IC周辺地域整備事業を核とした生産・加工・流通・販売体制の強化を図る必要があります。
- 農産物の販売の拠点となる「道の駅」に防災機能を整備し、立地企業との災害時応援協定を締結する必要があります。

(観光物産販売の強化)

● 商工会など各種団体と連携し、本市の特産品等を広くPRし、観光物産販売の強化を図る必要があります。

5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

● 災害発生時に備え、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要があります。

(エネルギーの調達、供給体制の整備)

● 石油関係団体等との応援協定締結に基づき, 災害時のエネルギーの調達, 供給体制の整備を進める必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため、「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(近隣公共施設と連携した広域・地域的防災拠点機能を持つ道の駅整備の推進)

- 地域の拠点となる「道の駅」において、災害時に施設利用者及び近隣住民が一時的に避難したり、救援サービスを受けるなどの防災拠点として活用するため、防災施設等の整備を図る必要があります。
- 災害時に「道の駅」を災害復旧の支援活動拠点(支援車両・支援部隊等の集合待機場所,救援物資の供給場所など)や広域的後方支援拠点とするなど,交通ネットワークの活用を図る必要があります。
- 防災イベントを開催するなど、地域の拠点となる「道の駅」を市民の防災意識を醸成する場と して活用する必要があります。

(事業者の事業継続計画 (BCP) 策定支援)

● 企業の自主的な防災対策の促進,緊急時の対応力の強化のため,企業の事業継続計画 (BCP) の策定や運用を支援する必要があります。

5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響

(農業集落排水施設の機能保全)

● 災害発生時においても農業集落排水機能の維持を図るため、マスタープラン(最適整備構想)に基づき、農業集落排水施設の機能診断を行うなど、計画的な施設の機能保全対策を推進する

必要があります。

(農地・農業水利施設等の整備)

- 農地の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、生産基盤の整備や農地の集積、農業水利施設等の計画的な整備を推進する必要があります。
- 湛水防除機場,排水路,用水路等の長寿命化を図る必要があります。
- 農地や農業用ハウス等の災害対応強化に向けた支援を行う必要があります。

(ため池の維持管理, 防災対策)

- ため池の老巧化対策や耐震化を図るため、計画的な整備を推進する必要があります。
- ため池を適切に維持管理するため、定期的に堆積物の調査を行う必要があります。

(農産物加工・流通・販売体制の強化)

- 農地の保全や災害時の食料供給に資するため、常総IC周辺地域整備事業を核とした生産・加工・流通・販売体制の強化を図る必要があります。
- 農産物の販売の拠点となる「道の駅」に防災機能を整備し、立地企業との災害時応援協定を締結する必要があります。

(農業の担い手・経営組織の育成)

● 農業経営規模の拡大や経営の安定化に向けた各種制度による支援など、生産組織の育成と経営の合理化を促進するとともに、認定農業者となる意欲的な担い手や新規就農者の育成や支援を進める必要があります。

5-4 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(消防体制の充実)

● 消防施設や防火貯水槽・消火栓など消防水利の整備や災害対応力強化のための体制,装備資機 材の充実を図る必要があります。

(有害物質等対策の推進)

- 水質汚濁防止法等の公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するための対策を進める必要があります。
- ●毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流失の未然防止や対応について事業者への指導等を 行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(事業者の事業継続計画 (BCP) 策定支援)

● 企業の自主的な防災対策の促進,緊急時の対応力の強化のため,企業の事業継続計画 (BCP) の策定や運用を支援する必要があります。

(企業の基盤強化の促進)

● 災害時の被害軽減に備え、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強など、企業の基盤強化を 促進する必要があります。

5-5 食料等の安定供給の停滞

(非常用物資の備蓄促進)

● 防災拠点における公的備蓄を進めるとともに、地域や家庭、事業所等における非常食や飲料水、生活必需品等の備蓄などを促進するため、意識啓発する必要があります。

● 災害発生時に確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者等と連携し物資輸送体制を 構築する必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(上水道施設の防災対策の推進)

● 災害発生時においても安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、管路更新や施設の耐震化、耐震貯水槽の設置、浸水対策、停電対策等を 推進する必要があります。

(広域幹線道路の整備推進)

● 広域道路網が分断されないよう,国や県,近隣自治体と連携し,圏央道や国道,県道などの整備を促進する必要があります。

(県道・市道、道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに,狭あい道路の解消を図る必要があります。
- 斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため,「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき,橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに,計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを整備するとともに、幹線道路の舗装補修などを進める必要があります。
- 「路面冠水箇所」,「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険箇所や 迂回路等の把握および整備を進める必要があります。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要があります。

(農産物加工・流通・販売体制の強化)

- 農地の保全や災害時の食料供給に資するため、常総IC周辺地域整備事業を核とした生産・加工・流通・販売体制の強化を図る必要があります。
- 農産物の販売の拠点となる「道の駅」に防災機能を整備し、立地企業との災害時応援協定を締

結する必要があります。

(農業の担い手・経営組織の育成)

● 農業経営規模の拡大や経営の安定化に向けた各種制度による支援など、生産組織の育成と経営の合理化を促進するとともに、認定農業者となる意欲的な担い手や新規就農者の育成や支援を進める必要があります。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行うとともに, 既に応援協定を 締結している団体等との連携体制の強化を図る必要があります。
- 6. ライフライン, 燃料供給関連施設, 交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに, 早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

● 災害発生時に備え、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要があります。

(エネルギーの調達、供給体制の整備)

● 石油関係団体等との応援協定締結に基づき, 災害時のエネルギーの調達, 供給体制の整備を進める必要があります。

(事業者の事業継続計画 (BCP) 策定支援)

● 企業の自主的な防災対策の促進,緊急時の対応力の強化のため,企業の事業継続計画 (BCP) の策定や運用を支援する必要があります。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(耐震改修促進計画における施策の推進)

● 「常総市耐震改修促進計画」に基づき、住宅や市公共施設(防災上重要な建築物やライフライン関連施設等)、民間特定建築物の耐震化率を向上させる必要があります。

(上水道施設の防災対策の推進)

● 災害発生時においても安定した給水機能の維持・確保を図るため、上水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、管路更新や施設の耐震化、耐震貯水槽の設置、浸水対策、停電対策等を推進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに,狭あい道路の解消を図る必要があります。
- 斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(事業者の事業継続計画 (BCP) 策定支援)

● 企業の自主的な防災対策の促進、緊急時の対応力の強化のため、企業の事業継続計画(BCP)の策定や運用を支援する必要があります。

(異常渇水等対策の推進)

● 夏期の異常高温による渇水等,近年の気候変動により増大する気象リスクに対し情報提供す

るとともに、気候変動に対する農作物への影響を最小限に抑えるための対策を推進する必要 があります。

6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(耐震改修促進計画における施策の推進)

● 「常総市耐震改修促進計画」に基づき、住宅や市公共施設(防災上重要な建築物やライフライン関連施設等)、民間特定建築物の耐震化率を向上させる必要があります。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 災害時の迅速な下水道機能の回復や継続的な事業体制構築のため、下水道業務継続計画 (BCP) を整備するとともに、下水道施設の長寿命化、耐水化および耐震化を進める必要があります。
- ●下水道普及率は 28.7% (令和元年末) となっており、公共下水道の整備によるライフライン の確立と水質汚濁の防止を図る必要があります。

(農業集落排水施設の機能保全)

● 災害発生時においても農業集落排水機能の維持を図るため、マスタープラン(最適整備構想)に基づき、農業集落排水施設の機能診断を行うなど、計画的な施設の機能保全対策を推進する必要があります。

(公共施設等総合管理計画の推進)

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する必要があります。
- 市公共建築物の耐震化率は 78.6%であり、耐震化の取り組みを計画的に推進する必要があります。
- 市立保育所・市立幼稚園,小中学校,公民館,図書館,公園など老朽化が進んでいる施設の計画的な整備を進める必要があります。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(広域幹線道路の整備推進)

● 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、圏央道や国道、県道などの整備を促進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

● 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要がありま

す。

● 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため、「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを整備するとともに、幹線道路の舗装補修などを進める必要があります。
- 「路面冠水箇所」,「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険箇所や 迂回路等の把握および整備を進める必要があります。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要があります。

(公共交通施設・設備の防災機能の強化)

● 人々の移動を支える公共交通の施設や設備の防災機能を強化するため、耐震化等の防災対策 を促進する必要があります。

(交通安全対策)

● 発災後に発生する交通渋滞,交通事故等を回避するため,国,県,警察等と連携し,交通安全対策を行う必要があります。

(無電柱化対策の推進)

● 電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進する必要があります。

(道路啓開体制の整備)

● 災害発生後の迅速な道路啓開に向けて、関係機関と連携した体制整備を図る必要があります。

6-5 | 浸水等による非常用発電設備の停止

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

● 災害発生時に備え、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要があります。

(エネルギーの調達、供給体制の整備)

● 石油関係団体等との応援協定締結に基づき, 災害時のエネルギーの調達, 供給体制の整備を進める必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

6-6 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災・避難拠点などの整備)

- 夜間,昼間の人口の分布及び道路や避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し,避難場所及び避難路の整備を進めるとともに,福祉避難所の指定や新たな防災・避難拠点の形成を進める必要があります。
- ●災害時に円滑な情報提供を行うため、各避難所への掲示板の配備を進める必要があります。

(防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上)

- 市有施設等での防災訓練や各種マニュアルの整備を進めるなど、災害対応力の向上を図る必要があります。
- 公共施設において、停電や断水に備え、無停電電源装置や自家発電設備等を整備するほか、貯水タンク等の整備を進める必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(河川の整備)

● 国, 県, 近隣自治体と連携し, 河川の改修や護岸整備, 点検等を計画的に進める必要があります。

(浸水対策の推進)

● 雨水排水機能の強化のための雨水管渠の整備などのハード対策と,市民への意識啓発,情報提供などのソフト対策を組み合わせた浸水対策を推進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに,狭あい道路の解消を図る必要があります。
- 斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため,「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき,橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに,計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(防災機能の整備)

● 防災備蓄倉庫や防災資機材等の整備および適正管理を推進するとともに、防災拠点などにおける防災機能の強化を図る必要があります。

(消防体制の充実)

● 消防施設や防火貯水槽・消火栓など消防水利の整備や災害対応力強化のための体制,装備資機 材の充実を図る必要があります。

(消防人材の確保・育成)

● 各消防機関と連携し、消防団への入団促進や教育訓練の実施により、消防人材を確保・育成する必要があります。

(住宅及び特定建築物等の耐震化の推進)

- 市内の住宅の耐震化率は 69.5%, 民間特定建築物の耐震化率は 84.6%であり, 目標耐震化率 95%に向け, 耐震診断・改修を促進する必要があります。
- 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要があります。

(大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知)

- 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害防止対策を推進する必要があります。
- 大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知する ことで、市民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図る必要があります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- ●避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。

● 立地適正化計画に基づき,安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い, 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(緑地・オープンスペースの確保)

● 延焼防止効果を向上させるため、市街地整備事業等による緑地やオープンスペース(公園、街路等)の計画的な配置・整備や維持管理をするとともに、避難環境の確保を図る必要があります。

(防災公園の整備)

● 防災公園の整備を進めるとともに、公園等における防災機能の充実を図る必要があります。

(公園の長寿命化及びバリアフリー化の推進)

- 災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において,適切に維持管理を進めるとともに,長寿 命化を図る必要があります。
- 高齢者, 障がい者等を含む全ての人々の利用に配慮するため, 公園のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

(公園のグリーンインフラ推進)

● 公園において、防災、憩い・安らぎの創出、生物多様性の保全、ヒートアイランド対策など、 幅広いグリーンインフラとしての機能が発揮されるよう整備推進を図る必要があります。

(空家対策の推進)

●本市の空家率は15.8%(平成25年)であり、年々増加傾向にある中、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家対策を推進する必要があります。

(災害医療体制の整備)

- 救急・救助体制の高度化や広域的な医療機関との連携強化を図る必要があります。
- 災害発生時において,市民に必要な医療機能を迅速に復旧させるため,市内病院における災害対策(防災)マニュアル等の策定を促進する必要があります。
- ライフラインの寸断に備え、医療機関における自家発電装置の整備や災害用井戸の整備、受水槽の耐震化を促進する必要があります。

(要配慮者避難対策の推進)

- ●本市の高齢化率は30.0%(令和元年10月1日現在)と高齢化が進行する中,高齢者を含む要配慮者の避難や指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を推進する必要があります。
- 避難生活の中で二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移 行できるよう、関係機関と連携を図る必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに,狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(無電柱化対策の推進)

● 電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進する必要があります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(地域防災力の強化)

- ●本市の自主防災組織の結成率は54.8%(令和2年)ですが,災害発生直後の「公助」には限界があり,多くの場合自助と共助による救急・救助が行われることから,「自助」・「共助」の取り組みを推進するため,自主防災組織の活動強化や地区防災計画の作成を支援する必要があります。
- 災害時における、自主防災組織と行政や消防団などとの連絡体制や避難所運営マニュアルの 整備を推進する必要があります。
- 地域の防災リーダーとなる自主防災組織や防災士などを育成するとともに、市民の救急救命力の向上を図る必要があります。
- 高齢者,障がい者,外国籍市民,女性,子ども等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携 強化を促進する必要があります。

(消防団などの強化,加入促進)

● 消防団施設や車両・機器などの更新整備を進めるとともに,消防団員の確保や消防団を補完する婦人防火クラブなどの強化,加入促進を進める必要があります。

(公共施設等総合管理計画の推進)

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する必要があります。
- 市公共建築物の耐震化率は 78.6%であり、耐震化の取り組みを計画的に推進する必要があります。
- 市立保育所・市立幼稚園、小中学校、公民館、図書館、公園など老朽化が進んでいる施設の計画的な整備を進める必要があります。

7-2 │沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞, 地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(住宅及び特定建築物等の耐震化の推進)

● 市内の住宅の耐震化率は69.5%, 民間特定建築物の耐震化率は84.6%であり, 目標耐震化率

95%に向け、耐震診断・改修を促進する必要があります。

● 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要があります。

(大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知)

- 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害防止対策を推進する必要があります。
- 大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知する ことで、市民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図る必要があります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- 都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。
- 立地適正化計画に基づき,安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い, 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(空家対策の推進)

●本市の空家率は15.8%(平成25年)であり、年々増加傾向にある中、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空家対策を推進する必要があります。

(広域幹線道路の整備推進)

● 広域道路網が分断されないよう,国や県,近隣自治体と連携し,圏央道や国道,県道などの整備を促進する必要があります。

(県道・市道、道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに,狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 災害時の緊急輸送を円滑に行うため、防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを整備するとともに、幹線道路の舗装補修などを進める必要があります。
- 「路面冠水箇所」,「異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間」該当路線等の危険箇所や 迂回路等の把握および整備を進める必要があります。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する必要があります。

(交通安全対策)

● 発災後に発生する交通渋滞,交通事故等を回避するため,国,県,警察等と連携し,交通安全

対策を行う必要があります。

(無電柱化対策の推進)

●電柱等の倒壊による被害拡大を防止するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進する必要があります。

(道路啓開体制の整備)

● 災害発生後の迅速な道路啓開に向けて、関係機関と連携した体制整備を図る必要があります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

7-3 ため池、防災インフラ、堤防等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(河川の整備)

●国、県、近隣自治体と連携し、河川の改修や護岸整備、点検等を計画的に進める必要があります。

(浸水対策の推進)

● 雨水排水機能の強化のための雨水管渠の整備などのハード対策と,市民への意識啓発,情報提供などのソフト対策を組み合わせた浸水対策を推進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに,狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(道路台帳の整備及び補正)

● 道路整備や維持管理の円滑化を図るため、早急に道路台帳の整備を進めるとともに、必要に応じて道路台帳を補正する必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

● 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。

- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(農地・農業水利施設等の整備)

- 農地の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、生産基盤の整備や農地の集積、農業水利施設等の計画的な整備を推進する必要があります。
- 湛水防除機場、排水路、用水路等の長寿命化を図る必要があります。
- 農地や農業用ハウス等の災害対応強化に向けた支援を行う必要があります。

(ため池の維持管理, 防災対策)

- ため池の老巧化対策や耐震化を図るため、計画的な整備を推進する必要があります。
- ため池を適切に維持管理するため、定期的に堆積物の調査を行う必要があります。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(有害物質等対策の推進)

- 水質汚濁防止法等の公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質 等の大規模流失・拡散等を未然に防止するための対策を進める必要があります。
- 毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流失の未然防止や対応について事業者への指導等を 行う必要があります。

(災害情報の収集・伝達体制の整備)

● 災害情報や被害情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報 共有を図る必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(事業者の事業継続計画 (BCP) 策定支援)

● 企業の自主的な防災対策の促進,緊急時の対応力の強化のため,企業の事業継続計画 (BCP) の策定や運用を支援する必要があります。

(企業の基盤強化の促進)

● 災害時の被害軽減に備え、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強など、企業の基盤強化を 促進する必要があります。

(危険物等対策の推進)

● 危険物等による災害の発生および拡大の防止対策を図る必要があります。

7-5 農地等の被害による地域の荒廃

(農業集落排水施設の機能保全)

● 災害発生時においても農業集落排水機能の維持を図るため、マスタープラン(最適整備構想)

に基づき, 農業集落排水施設の機能診断を行うなど, 計画的な施設の機能保全対策を推進する 必要があります。

(農地・農業水利施設等の整備)

- 農地の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、生産基盤の整備や農地の集積、農業水利施設等の計画的な整備を推進する必要があります。
- 湛水防除機場, 排水路, 用水路等の長寿命化を図る必要があります。
- 農地や農業用ハウス等の災害対応強化に向けた支援を行う必要があります。

(ため池の維持管理, 防災対策)

- ため池の老巧化対策や耐震化を図るため、計画的な整備を推進する必要があります。
- ため池を適切に維持管理するため、定期的に堆積物の調査を行う必要があります。

(農産物加工・流通・販売体制の強化)

- 農地の保全や災害時の食料供給に資するため、常総IC周辺地域整備事業を核とした生産・加工・流通・販売体制の強化を図る必要があります。
- 農産物の販売の拠点となる「道の駅」に防災機能を整備し、立地企業との災害時応援協定を締結する必要があります。

(農業の担い手・経営組織の育成)

- 農業経営規模の拡大や経営の安定化に向けた各種制度による支援など、生産組織の育成と経営の合理化を促進するとともに、認定農業者となる意欲的な担い手や新規就農者の育成や支援を進める必要があります。
- 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制の整備)

● ごみ処理施設の耐震強化や豪雨対策などを図るとともに、災害廃棄物の処理体制を整備する 必要があります。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(行政組織・機構の改善・編成)

●本市の様々な課題に柔軟に対応するため、行政組織・機構を改善し、効率的な組織・機構の編成を図る必要があります。

(市民協働・コミュニティ活動の推進)

- 市民協働の取り組みを活性化するため、人材の育成や組織づくり、活動の拠点づくりなどを推進する必要があります。
- 自治区に加入している世帯の割合は 78.5% (平成 28 年) となっており、地域の連携強化を図るため、自治区への加入促進やコミュニティ活動を促進する必要があります。

(多文化共生社会の推進)

- 外国語やふりがな併記の案内板の設置や外国人向け生活ガイド・窓口資料の作成など,外国籍市民に対する対応の向上を図る必要があります。
- 県や民間交流活動組織,NP0法人など支援組織と連携を強化し,外国籍市民の生活支援などを 推進する必要があります。
- 多文化共生社会を目指し、外国籍市民と一般市民の交流機会の拡大を図る必要があります。

(災害ボランティア受け入れ体制の整備)

- 大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集, 受け入れ体制を確保するとともに, 災害ボランティアの円滑な活動のため、関係機関との連携体制を整備する必要があります。
- 災害ボランティア人材を確保するため、平時から本市の魅力を発信し、本市の応援者・支援者 を増やしていく必要があります。

(地域ボランティア団体の育成・支援)

● 高校生などがボランティア活動に参加する機会の創出や生涯学習の充実を通じて、地域文化を知り、愛着を持つ地域ボランティア団体の育成・支援を図る必要があります。

(建設産業の担い手育成・確保)

● 地域に精通した事業者によるインフラ整備や災害発生時の復旧・復興, 道路啓開等を行えるよう建設産業の担い手の育成・確保を図る必要があります。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(一部事務組合の調整)

● 市民の利便性向上と事務事業の効率化をバランスよく実現するため、一部事務組合による共同処理業務を推進するとともに、複数にまたがる一部事務組合による業務などについて調整する必要があります。

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。
- 立地適正化計画に基づき,安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い, 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(河川の整備)

● 国, 県, 近隣自治体と連携し, 河川の改修や護岸整備, 点検等を計画的に進める必要があります。

(浸水対策の推進)

● 雨水排水機能の強化のための雨水管渠の整備などのハード対策と,市民への意識啓発,情報提供などのソフト対策を組み合わせた浸水対策を推進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

● 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道、橋梁の計画的な整備を行い、適切に維持管理するとともに、狭あい道路の解消を図る必要があります。

●斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失,地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(観光基盤の整備)

- 常総IC周辺地域整備事業と連携し、観光・交流施設の整備を図る必要があります。
- ●本市の観光資源にたくさんの人が訪れてもらえるよう,観光案内板や案内表示,誘導サインなどの整備を図る必要があります。
- あすなろの里など既存施設の計画的な修繕・更新を進める必要があります。
- 災害発生時の観光客等への情報発信体制を整備するとともに、観光拠点となる施設における 防災機能の強化を図る必要があります。

(文化財の保護)

- ●本市には国指定重要文化財である坂野家住宅などの文化財があり、文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、文化財の耐震化や防災設備の整備等を進める必要があります。
- 災害時における被害状況の収集のため,有形無形文化財の調査・記録を推進する必要があります。
- 文化財施設管理者による定期的な点検を行う必要があります。

(市民協働・コミュニティ活動の推進)

- 市民協働の取り組みを活性化するため、人材の育成や組織づくり、活動の拠点づくりなどを推進する必要があります。
- 自治区に加入している世帯の割合は 78.5% (平成 28 年) となっており、地域の連携強化を図るため、自治区への加入促進やコミュニティ活動を促進する必要があります。

(地域ボランティア団体の育成・支援)

● 高校生などがボランティア活動に参加する機会の創出や生涯学習の充実を通じて、地域文化を知り、愛着を持つ地域ボランティア団体の育成・支援を図る必要があります。

8-5 | 事業用地の確保,仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(計画的な土地利用・各種整備事業の推進)

- ●都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動の円滑化を図る必要があります。
- 避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却等を進める必要があります。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や公営住宅等整備事業や都市防災総合推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する必要があります。
- 立地適正化計画に基づき,安全性の確保の観点からソフト対策も含めた総合的な検討を行い, 適正な土地利用を誘導する必要があります。

(地籍調査の推進)

● 災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に推進する必要があります。

(建設産業の担い手育成・確保)

● 地域に精通した事業者によるインフラ整備や災害発生時の復旧・復興, 道路啓開等を行えるよう建設産業の担い手の育成・確保を図る必要があります。

8-6 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(被災者の生活再建支援)

- 国、県と連携し、被災者の生活再建支援を推進する必要があります。
- 早期の被災者支援のため、罹災証明書の迅速な交付体制を整備する必要があります。
- 被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できる体制を整備する必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(住宅及び特定建築物等の耐震化の推進)

- 市内の住宅の耐震化率は69.5%, 民間特定建築物の耐震化率は84.6%であり, 目標耐震化率95%に向け, 耐震診断・改修を促進する必要があります。
- 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する必要があります。

(大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知)

- 大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害防止対策を推進する必要があります。
- 大規模盛土造成地ごとの危険度等の調査結果を大規模盛土造成地マップなどにより周知する ことで、市民の防災意識向上や災害の防止、被害の軽減を図る必要があります。

(地籍調査の推進)

● 災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に推進する必要があります。

(県道・市道, 道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに,狭あい道路の解消を図る必要があります。
- 斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため、「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(災害ボランティア受け入れ体制の整備)

- 大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集,受け入れ体制を確保するとともに,災害ボランティアの円滑な活動のため,関係機関との連携体制を整備する必要があります。
- 災害ボランティア人材を確保するため、平時から本市の魅力を発信し、本市の応援者・支援者

を増やしていく必要があります。

8-7 公共施設の復旧の遅れによる被災者支援の停滞

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、業務継続に必要な体制を確保するための体制整備を進める必要があります。
- ●業務継続計画(BCP)に基づき、災害発生時においても優先して実施する必要がある非常時優 先業務を行うための体制整備を進める必要があります。

(被災者の生活再建支援)

- 国、県と連携し、被災者の生活再建支援を推進する必要があります。
- 早期の被災者支援のため、罹災証明書の迅速な交付体制を整備する必要があります。
- ●被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できる体制を整備する必要があります。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

● 国や県,関係機関,近隣自治体,民間事業者等や災害時応援協定・覚書締結先等との連携体制を整備する必要があります。

(行政組織・機構の改善・編成)

●本市の様々な課題に柔軟に対応するため、行政組織・機構を改善し、効率的な組織・機構の編成を図る必要があります。

(耐震改修促進計画における施策の推進)

● 「常総市耐震改修促進計画」に基づき、住宅や市公共施設(防災上重要な建築物やライフライン関連施設等)、民間特定建築物の耐震化率を向上させる必要があります。

(県道・市道、道路環境の整備促進)

- 消火活動の場や災害時の避難路となる県道・市道,橋梁の計画的な整備を行い,適切に維持管理するとともに、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- 斜面崩壊などのおそれのある箇所での法面保護等の災害防止対策を進める必要があります。

(橋梁の耐震化・長寿命化)

- 災害時の救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、橋梁の補修や耐震化を進める必要があります。
- 将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性を確保するため、「常総市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、計画的かつ予防的修繕を行う必要があります。

(交通・物流の市道ネットワークの整備促進)

● 円滑な交通・物流のため、市道ネットワークの整備を促進する必要があります。

(行政情報基盤の防災機能の強化)

● ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能が利用できなくなるリスクに 備え, 重要な行政データのバックアップを行うとともに, 災害時の停電対策等を進める必要が あります。

(公共施設等総合管理計画の推進)

● 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えるこ

とから, 財政負担の軽減・平準化を図りつつ, 更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する必要があります。

- 市公共建築物の耐震化率は 78.6%であり、耐震化の取り組みを計画的に推進する必要があります。
- 市立保育所・市立幼稚園、小中学校、公民館、図書館、公園など老朽化が進んでいる施設の計画的な整備を進める必要があります。

(地域ボランティア団体の育成・支援)

● 高校生などがボランティア活動に参加する機会の創出や生涯学習の充実を通じて、地域文化を知り、愛着を持つ地域ボランティア団体の育成・支援を図る必要があります。

8-8 風評被害や信用不安,生産力の回復遅れ,大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(有害物質等対策の推進)

- 水質汚濁防止法等の公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するための対策を進める必要があります。
- 毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流失の未然防止や対応について事業者への指導等を 行う必要があります。

(情報発信体制の整備・正確な情報発信)

- 多様な手段による災害関連情報の発信体制や情報にアクセスしにくい高齢者,障がい者,外国 籍市民などを想定した情報提供体制を整備する必要があります。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などにおける通信手段を確保する必要があります。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する必要があります。

(事業者の事業継続計画 (BCP) 策定支援)

● 企業の自主的な防災対策の促進,緊急時の対応力の強化のため,企業の事業継続計画 (BCP) の策定や運用を支援する必要があります。

(企業の基盤強化の促進)

● 災害時の被害軽減に備え、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強など、企業の基盤強化を 促進する必要があります。

(農地・農業水利施設等の整備)

- 農地の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、生産基盤の整備や農地の集積、農業水利施設等の計画的な整備を推進する必要があります。
- 湛水防除機場,排水路,用水路等の長寿命化を図る必要があります。
- ●農地や農業用ハウス等の災害対応強化に向けた支援を行う必要があります。

(農産物加工・流通・販売体制の強化)

- 農地の保全や災害時の食料供給に資するため、常総IC周辺地域整備事業を核とした生産・加工・流通・販売体制の強化を図る必要があります。
- 農産物の販売の拠点となる「道の駅」に防災機能を整備し、立地企業との災害時応援協定を締結する必要があります。

(農業の担い手・経営組織の育成)

● 農業経営規模の拡大や経営の安定化に向けた各種制度による支援など、生産組織の育成と経営の合理化を促進するとともに、認定農業者となる意欲的な担い手や新規就農者の育成や支援を進める必要があります。

(企業誘致の促進)

● 震災からの早期復興や企業の経済活動のリスク分散の観点から、企業誘致を推進する必要があります。

(家畜感染症等の発生予防拡大防止)

● 県西家畜保健衛生所と連携し、家畜感染症等の発生予防・拡大防止を推進するとともに、畜舎 及び周辺部の環境衛生管理や家畜感染症等の自己防疫のための畜舎消毒等を支援する必要が あります。

(観光物産販売の強化)

● 商工会など各種団体と連携し、本市の特産品等を広くPRし、観光物産販売の強化を図る必要があります。

(危険物等対策の推進)

● 危険物等による災害の発生および拡大の防止対策を図る必要があります。

(市民協働・コミュニティ活動の推進)

- 市民協働の取り組みを活性化するため、人材の育成や組織づくり、活動の拠点づくりなどを推進する必要があります。
- 自治区に加入している世帯の割合は 78.5% (平成 28 年) となっており、地域の連携強化を図るため、自治区への加入促進やコミュニティ活動を促進する必要があります。

7.2 リスクシナリオと施策分野の対応関係

本市におけるリスクシナリオと施策分野の対応関係は、次のとおりです。

	リスクシナリオ					分野	F		横断的 施策分野		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1-1	大規模地震による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊 や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	•	•	•	ı	•	•	ı	•	•	•
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	•	•	•	-	•	•	ı	•	•	•
1-3	広域にわたる河川の氾濫等による多数の死傷者の発生	•	•	•	-	•	•	-	•	-	•
1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害に起因する,広域かつ長期的な 市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	•	•	•	-	•	•	-	•	-	•
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	•	•	-	-	-	•	-	•	-	•
1-6	避難行動要支援者等の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発 生	-	-	•	-	_	•	-	•	-	-
1-7	市民の災害に対する知識不足による多数の死傷者の発生	•	-	-	-	-	•	-	•	-	•
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等,生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	•	•	-	•	•	-	•	•	-	-
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	•	•	-	-	•	-	-	•	-	-
2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	•	-	•	-	-	-	-	•	-	_
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	•	-	-	-	•	•	-	•	-	_
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災,支援ルートの途絶,エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	•	•	•	•	•	-	-	-	-	-
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	-	•	•	-	-	-	•	-	-	_
2-7	劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者の健 康状態の悪化・死者の発生	•	•	•	-	_	-	•	•	-	ı
2-8	避難場所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的 不足及び支援機能の麻痺	•	•	•	-	•	-	-	•	•	-
2-9	誤情報や情報の錯綜による被災者の混乱等の発生	•	-	-	-	-	•	-	-	-	_
3-1	市の職員・市本庁舎等防災拠点施設の被災による機能の大幅な低 下	•	•	-	-	-	•	-	-	•	_
3-2	市の管理する重要な行政データの紛失	•	•	-	-	-	•	-	-	-	-
3-3	被災で発生する膨大な業務による,市の職員の肉体的・精神的疲 労の発生	•	ı	•	ı	-	-	ı	•	-	-
4-1	電力供給停止, サーバーのダウン等による情報通信の麻痺・機能停止	•	ı	-	-	•	•	ı	•	-	-
4-2	防災行政無線, 防災ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な 者に伝達できない事態	•	-	-	-	•	•	-	-	-	
4-3	高齢者や障がいのある人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備	-	_	•	-	•	•	-	•	-	_
4-4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達 ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	•	•	•	-	_	•		•	-	-
5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下	-	-	-	-	•	-	•	-	-	-
5-2	エネルギー供給の停止による,社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	-	-	-	•	•	_	•	_	_	ı
5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な 影響	-	-	-	-	_	_	•	-	_	
5-4	重要な産業施設の損壊,火災,爆発等	•	-	-	•	•	-	•	-	_	_
5-5	食料等の安定供給の停滞	•	•	_	-	•	-	•	•	_	_
6-1	電力供給ネットワーク (発変電所, 送配電設備) や都市ガス供給, 石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	-	-	-	•	-	-	•	-	-	-
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	-	•	-	-	•	-	•	-	_	-
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	-	•	-	-	-	-	•	-	•	

	リスクシナリオ			個別	施策	分野	F			的 ·野	
		1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10
6-4	基幹的交通から地域交通網まで,交通インフラの長期間にわたる 機能停止	•	-	-	-	•	-	-	-	-	_
6-5	浸水等による非常用発電設備の停止	•	-	-	•		•	-	-	-	-
6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全	•	•	-	-	•	•	-	-	-	-
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発 生	•	•	•	-	•	•	-	•	•	-
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞,地下構造物の倒壊等に伴う陥 没による交通麻痺	-	•	-	-	•	•	-	-	-	-
7-3	ため池, 防災インフラ, 堤防等の損壊・機能不全や堆積した土砂 の流出による多数の死傷者の発生	-	•	-	-	•	•	•	-	-	-
7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃	-	-	-	•	-	•	•	•	-	-
7-5	農地等の被害による地域の荒廃	-	-	-	-	-	-	•	-	-	-
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅 に遅れる事態	-	-	-	•	-	-	-	-	-	-
8-2	復興を支える人材等(専門家,コーディネーター,労働者,地域に精通した技術者等)の不足,より良い復興に向けたビジョンの 欠如等により復興できなくなる事態	•	-	-	-	-	-	-	•	-	•
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により 復旧・復興が大幅に遅れる事態	•	•	-	-	•	-	-	-	-	-
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等に よる有形・無形の文化の衰退・損失	-	•	-	_	-	-	•	•	-	•
8-5	事業用地の確保,仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず 復興が大幅に遅れる事態	-	•	-	-	-	-	_	-	-	•
8-6	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	•	•	_	-	•		-	•		_
8-7	公共施設の復旧の遅れによる被災者支援の停滞	•	•	-	-	•	•	-	-	•	•
8-8	風評被害や信用不安,生産力の回復遅れ,大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	-	-	_	•	-	•	•	•	-	-

7.3 施策分野別事業一覧

本計画に基づき実施する施策分野別の主な事業は次のとおりです。

(行政機能/警察·消防等)

事業名	事業期間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
クラウドファンディングを活用した防 災備蓄品の整備	-	-	常総市	-	防災危機管理 課

(住宅·都市)

事業名	事	業期	間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
豊美台排水整備事業	R1	~	R4	57, 560	常総市	_	道路課
三坂町地内排水整備事業	R1	\sim	R3	11,500	常総市	_	道路課
八間堀川(4号橋・5号橋)改修事業	R1	\sim	R4	192, 004	常総市	国土交通省	道路課
孫兵衛新田排水整備事業	R2	\sim	R3	18, 550	常総市	-	道路課
公園施設長寿命化対策支援事業	R3	\sim		-	常総市	-	都市計画課
都市防災総合推進事業	R3	\sim		-	常総市	-	都市計画課
宅地耐震化推進事業	H29	\sim		-	常総市	-	都市計画課
公営住宅等整備事業(常総市営住宅長 寿命化計画)	Н31	~	R10	_	常総市	_	都市計画課
地域優良賃貸住宅整備事業(子育て世 帯定住促進住宅整備事業)	R3	~		-	常総市	_	都市計画課
空家対策総合支援事業(常総市空家等 対策計画)	R2	~	R3	_	常総市	_	都市計画課
住宅・建築物安全ストック形成事業(常 総市耐震改修促進計画)	H19	\sim		_	常総市	_	都市計画課
常総市水海道公共下水道事業	S51	\sim	R7	-	常総市	国土交通省	下水道課
鬼怒小貝流域下水道関連 常総市北部公共下水道事業	Н6	~	R5	1	常総市	_	下水道課
最適整備構想策定	R2	~		Ī	常総市	_	下水道課
施設改築	R3	\sim		I	常総市	_	下水道課
ストックマネジメント計画策定	R3	\sim		-	常総市	_	下水道課
BCP 計画策定		-		-	常総市	_	下水道課
総合地震対策計画策定		-			常総市	_	下水道課
下水道管渠更生事業		-			常総市	-	下水道課
浸水対策下水道事業	H17	\sim	R5		常総市	_	下水道課
江連都市下水路	Н2	\sim	R9		常総市	_	下水道課
合併処理浄化槽設置補助	R2	\sim	R5		常総市	環境省	下水道課

(保健医療·福祉)

事業名	事業期間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
認定こども園施設整備交付金	H29 ∼ R4	I	常総市	文部科学省	こども課
常総市こども・子育て会議	_	-	常総市	_	こども課
常総市国民健康保険運営協議会	-	-	常総市	_	健康保険課

(環境・エネルギー)

事業名	事業期間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
非常災害時における災害廃棄物対策人 材育成事業	-	-	常総市	_	生活環境課

(交通·物流)

事業名	事業期間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
川又町新田道路改良事業	R1 \sim R2	20, 292	常総市	-	道路課
川又町南道路改良事業	R1 ∼ R7	80, 000	常総市	_	道路課
大生郷町上新田道路改良事業	R1 \sim R4	60, 259	常総市	-	道路課
笹塚新田道路改良事業	R1 \sim R3	22, 813	常総市	-	道路課
大輪町築地道路改良事業	R1 \sim R5	100, 000	常総市	国土交通省	道路課
将門街道道路改良事業	R1 \sim R5	290, 453	常総市	国土交通省	道路課
坂手町岡ノ内道路改良事業	R1 \sim R5	73, 700	常総市	_	道路課
古間木城脇道路改良事業	R1 \sim R2	33, 550	常総市	_	道路課
大生郷中新田道路改良事業	R1 \sim R7	50, 000	常総市	_	道路課
大生小通学道路歩道整備事業	R1 ∼ R3	2, 569	常総市	_	道路課
大塚戸町通学道路改良事業	R1 \sim R4	100, 390	常総市	-	道路課
天満町道路改良事業	R1 \sim R7	50, 000	常総市	-	道路課
大生郷下新田道路改良事業	R1 \sim R7	119, 465	常総市	-	道路課
羽生町道路改良事業	R1 \sim R2	9, 470	常総市	-	道路課
三坂町地内排水整備事業	R1 \sim R3	11, 500	常総市	-	道路課
沖三坂平内道路改良事業	R1 \sim R7	50, 000	常総市	_	道路課
三坂町白畑道路改良事業	R1 \sim R4	31, 856	常総市	-	道路課
中妻町根新田道路改良事業	R1 \sim R2	822	常総市	-	道路課
サイクリングロード安全施設設置事業	R1 ∼ R5	60, 725	常総市	-	道路課
飯田山道路改良事業	R1 ∼ R7	40, 000	常総市	_	道路課
坂手町地内歩道整備事業	R1 ∼ R3	20, 000	常総市	_	道路課
内守谷町向地道路改良事業	R2 \sim R5	28, 860	常総市	_	道路課
菅生町下香道路改良事業	R1 ∼ R6	74, 597	常総市	-	道路課
菅生町上野道路改良事業	R1 ∼ R7	100, 000	常総市	-	道路課
菅生町古谷道路改良事業	R1 ∼ R7	50, 000	常総市	_	道路課
大塚戸町遠久保道路改良工事	R1 ∼ R7	20, 000	常総市	-	道路課
石下中通学道路歩道整備事業	R1 ∼ R5	48, 512	常総市	国土交通省	道路課
山口道路改良事業	R2 \sim R3	27, 000	常総市	-	道路課
若宮戸中部道路改良事業(3 工区)	R1 ∼ R3	23, 490	常総市	-	道路課
国生道路改良事業	R1 \sim R7	70, 000	常総市	_	道路課
向石下築堤関連道路改良事業	R1 ∼ R5	61, 000	常総市	-	道路課
古間木新田道路改良事業	R1 ∼ R3	34, 837	常総市	_	道路課

(情報通信)

事業名	事業期間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
SNSを活用した情報発信	_	_	常総市	_	秘書課
第3次常総市地域情報化計画の策定	-	_	常総市	_	防災危機管理 課 資産管理課
市が保有する地図データのオープン データ化と活用	-	-	常総市	-	防災危機管理 課 資産管理課
電子決裁・文書管理システムの導入	_	_	常総市	_	総務課
紙書類のデータ化	_	_	常総市	_	総務課
デジタル化 (データの効率的な保管) の 推進	-	_	常総市	_	資産管理課
定型入力業務効率化ソフトウェア (RPA) 導入	Ţ	-	常総市	_	資産管理課
システムのクラウド化, 共同調達・共同運用の推進	1	_	常総市	_	資産管理課
庁内情報セキュリティの向上	_	-	常総市	_	資産管理課
市議会タブレット端末導入 (ペーパーレス化)	_	_	常総市	_	議会事務局

(産業·農林水産)

事業名	事	業期	間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
道の駅整備事業	H29	~	R4	1, 600, 000	常総市	内閣府(地方 創生推進事務 局),国土交通 省	アグリサイエ ンスバレー推 進チーム
農地エリア整備事業	R3	~		ı	常総市	農林水産省	アグリサイエ ンスバレー推 進チーム
常総 IC 周辺整備における官民連携事業		-		l	常総市	_	アグリサイエ ンスバレー推 進チーム
土地改良事業		-		ı	常総市	_	アグリサイエ ンスバレー推 進チーム
あすなろの里誘客拡大プロジェクト		-		-	常総市	_	農政課 資産管理課
農業水路等長寿命化·防災減災事業飯 沼地区	Н30	~	R4	-	常総市	_	農政課
卸売市場施設整備	R1	~		_	常総市	農林水産省	農政課
豊田城 PR 企画		_			常総市		生涯学習課

(リスクコミュニケーション)

事業名	事業期間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
市民協働を推進するための自治区長と の連携強化を図るガイドブックの作成	1	I	常総市	_	総務課
まちづくり出前講座	1	I	常総市	_	市民と共に考 える課
市防災士連絡協議会と連携した防災まちづくり講座	-	-	常総市	_	防災危機管理 課
公共施設等運用戦略会議の発足,運用	R1 ∼	-	常総市	総務省,内閣府	資産管理課

事業名	事業期間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
民間事業者との災害協定締結	-	-	常総市	_	防災危機管理 課

(老朽化対策)

事業名	事業期間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
公共施設等運用戦略会議の発足,運用	R1 ∼	-	常総市	-総務省, 内閣 府	資産管理課

(人材育成)

事業名	事業期間	総事業費 (千円)	事業主体	関係府省庁	担当課
セミナーや研修への若手職員の積極的 な参加の促進	-	-	常総市	_	総務課
専門課程研修の受講	-	-	常総市	_	防災危機管理 課

(別紙)【参考】国・県のリスクシナリオ

国のリスクシナリオ

	国のソヘンフナック				
	事前に備えるべき目標 		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態) 		
1		1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
		1-2			
	直接死を防ぐ	1-3	The State of the Control of the State of the		
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
			大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生		
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
		2-1			
		2-2			
	救助・救急、医療活動	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
	が迅速に行われるとと	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		
2	もに、被災者等の健		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶		
	康・避難生活環境を確	2-5	による医療機能の麻痺		
	実に確保する	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
		0.7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者		
		2-7	の発生		
	ツェイニューシン/	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		
3	必要不可欠な行政機能	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全		
	は確保する	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
	ソ悪てゴならはおほん	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
1	必要不可欠な情報通信	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
4	2217= 117 17 1	4.0	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動		
	確保する	4-3	や救助・支援が遅れる事態		
		5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下		
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影		
		0 2	響		
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
	経済活動を機能不全に	5-4	N-100 1		
5	陥らせない 陥らせない	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停		
	I MI O G C V	0 0	止による物流・人流への甚大な影響		
		5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響		
		5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		
		5-8	食料等の安定供給の停滞		
		5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
	ライフライン、燃料供	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプ		
			ライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
	給関連施設、交通ネッ	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		
6	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
	小限に留めるととも	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機		
	に、早期に復旧させる		能停止		
			防災インフラの長期間にわたる機能不全		
7			地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		海上・臨海部の広域複合災害の発生		
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の		
			流出による多数の死傷者の発生		
			有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃		
			農地・森林等の被害による国土の荒廃		
8			大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		

事前に備えるべき目標			リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		
	社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で復	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる 事態		
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文 化の衰退・損失		
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる 事態		
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済 等への甚大な影響		

茨城県のリスクシナリオ

	事前に備えるべき目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)			
		1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生			
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災			
	大規模自然災害が発生	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生			
1	したときでも人命の保護	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			
	が最大限図られる	1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県			
			土の脆弱性が高まる事態			
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			
		2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止			
	大規模自然災害発生直	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			
	後から救助・救急, 医療	2-3	自衛隊, 警察, 消防, 海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
2	活動等が迅速に行われ	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
	る(それがなされない場	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足			
	合の必要な対応を含む)	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
		2-7	被災地における感染症等の大規模発生			
	大規模自然災害発生直 3		被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化			
3	後から必要不可欠な行	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発			
	政機能は確保する	3-3	県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			
	後から必要不可欠な情	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			
4		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
		5-1	サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力低下			
	大規模自然災害発生後	5-2	社会経済活動, サプライチェーンの維持に必要な電力, 石油等の供給の停止			
5	であっても,経済活動の	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊,火災,爆発等による基幹産業の機能停止			
	早期復旧を図る	5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止			
		5-5	食料等の安定供給の停滞			
	大規模自然災害発生後であっても,生活・経済	6-1	県民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止			
6	活動に必要最低限の電 気, ガス, 上下水道, 燃	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			
	料,交通ネットワーク等を	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
	確保するとともに,これら の早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態			
		7-1	市街地での大規模火災の発生			
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生			
7	制御不能な二次災害を	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
7	発生させない	7-4	ダム, 天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出			
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		
		7-7	風評被害等による茨城県経済等への甚大な影響	
		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	上 田 拱 古 炔 巛 孛 彰	8-2	土木施設の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	大規模自然災害発生後	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8	8 であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回	8-4	常磐線や高速道路網、港湾、空港などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れ	
,,,	復できる条件を整備する		る事態	
	後では公木件を登開する	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる	
			事態	

常総市国土強靱化地域計画

令和3年3月 発行・編集 常総市 市長公室 防災危機管理課